

## 子どもと子育て家庭に関する総合計画（仮）たたき台

# **第1章**

## **計画の策定にあたって**

## 1 計画策定の趣旨について

---

急速な少子化を背景に、子どもを取り巻く環境が変化する中、社会全体で子どもの健やかな育ちと子育てを支えることが重要となっています。このような状況の下、国では「新エンゼルプラン」（平成11年）や「次世代育成支援対策推進法」（平成15年）に基づき、少子化対策や就労等の支援対策を実施してきたところです。

小金井市では、これまで「のびゆくこどもプラン 小金井」において、子どもの幸福と権利保障を第一に、小金井市の子育ち、子育て支援を推進していくことを基本理念とし、住民、関係機関・団体、行政など多様な主体が連携して、子どもの育ちと子育て家庭を支援する施策を推進してきました。

依然、子どもの育ちや子育てをめぐる状況は厳しい状態が続いています。こうした中、国においては、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」を含む子ども・子育て関連3法が成立し、子ども・子育て支援新制度が創設されました。子ども・子育て支援法では、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を総合的・計画的に提供することが市町村の責務とされ、提供体制の確保を図るため、「子ども・子育て支援事業計画」を定めることとされています。

小金井市は、これまでの流れを踏まえ、「家庭を築き、子どもを産み育てるという希望をかなえ、全ての子どもが健やかに成長できる社会の実現」を目指して、「子どもと子育て家庭に関する総合計画（仮）」を策定します。

新計画においても、前計画の基本理念を継承しつつ、これまでの取組みを適切に評価し、関係分野との連携を深めながら、子どもが元気なまちを目指していきます。

## 参 照

### 子ども・子育て支援法に基づく基本方針(案)第一

子ども・子育て支援については、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう、良質かつ適切な内容及び水準のものとすることが必要である。法は、障害、疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象とするものである。このことを踏まえ、全ての子どもに対し、身近な地域において、法に基づく給付その他の支援を可能な限り講じるとともに、関連する諸制度との連携を図り、必要な場合には、これらの子どもに対する適切な保護及び援助の措置を講じることにより、一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指す必要がある。

子どもは、社会の希望であり、未来をつくる存在である。子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人一人の子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、将来の我が国の担い手の育成の基礎をなす重要な未来への投資であり、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つである。

しかるに、子どもの育ちや子育てをめぐる状況は厳しく、結婚や出産に関する希望の実現をあきらめる人々や、悩みや不安を抱えながら子育てを行っている人々がいる。また、親自身は、周囲の様々な支援を受けながら、実際に子育てを経験することを通じて、親として成長していくものであり、全ての子育て家庭を対象に、こうしたいわゆる「親育ち」の過程を支援していくことが必要とされている。このような状況に鑑みれば、行政が、子ども・子育て支援を質・量ともに充実させるとともに、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する关心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要である。そうした取組を通じ、家庭を築き、子どもを産み育てるという人々の希望がかなえられるとともに、全ての子どもが健やかに成長できる社会を実現していかなければならない。

## 参 照

### 子ども・子育て支援法に基づく基本方針(案)第一・三

「父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有する」という基本的認識を前提とし、また、家庭は教育の原点であり、出発点であるとの認識の下、前述の子ども・子育てをめぐる環境を踏まえ、子ども・子育て支援は進められる必要がある

各々の子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図ることが必要である。

全ての子どもの健やかな育ちを保障していくためには、発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援が提供されることが重要である。

## 2 計画の位置付けについて

この計画は、小金井市における子どもと子育て家庭を支援するための施策に関する総合的な計画として、最上位計画である「小金井しあわせプラン」の個別計画に位置付けられるもので、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づき、小金井市の子どもと子育て家庭を対象として、小金井市が今後進めていく施策の方向性や目標等を定めたものです。

また、社会全体で子ども・子育て・親育ちを支援していくため、新たな仕組みを構築し、「質の高い教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」をめざすものです。

本計画は、次世代育成支援対策推進法第8条の次世代育成支援地域行動計画、児童福祉法第56条の4の2の市町村整備計画、母子保健計画を包含するものであり、同時に様々な分野の取組みを総合的かつ計画的に進めるために、関連計画と整合性を図りながら推進するものとして定めています。

### ■対象範囲について

0歳	1歳	1～5歳	6歳	6～11歳	12歳	12～17歳	18歳
子ども・子育て支援法（中心対象年齢）							
子どもと家庭に関する総合計画(仮)							

### ■上位計画

#### 小金井しあわせプラン（第4次長期総合計画）

整合



#### 子どもと家庭に関する 総合計画（仮）

整合



### ■関連計画

#### 小金井市保健福祉総合計画 明日の小金井教育プラン

など

### ■根拠法令等

- 子ども・子育て関連3法
- ◎子ども・子育て支援法
- ◎認定こども園法
- ◎その他関連整備法

次世代育成支援対策推進法

児童福祉法

健やか親子21（第2次）

### 3 計画期間について

法の施行の日から 5 年を 1 期として作成します。本計画は、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間を計画期間とします。

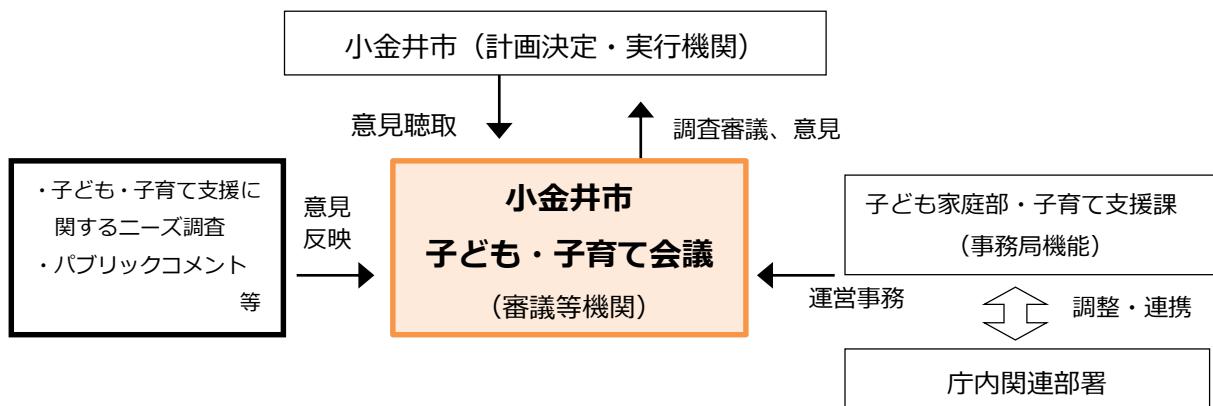


H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度	
のびゆくこどもプラン 小金井 (小金井市次世代育成支援後期行動計画)					子どもと子育て家庭に関する総合計画 (仮)						
第 4 次小金井市基本構想						前期小金井市基本計画					
後期小金井市基本計画											

### 4 計画の策定体制について

#### 子ども子育て会議の設置

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法第 77 条に定められている「小金井市子ども・子育て会議」（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置し、計画内容、事業運営、施策推進に関する事項についての協議を行いました。



## 5 基本理念について

小金井市の子どもと子育て家庭に関する総合計画（仮）の目指す方向性として、次の基本理念を継承していきます。

**子どもの幸福と権利保障を第一として、**

**小金井市の子育ち、子育て支援の総合的な施策を推進していくこと**

子どもを生み育てることは、家庭にとってこの上ない喜びであり希望です。同時に子どもは、伝統や文化を受け継ぎ、さらに新しい時代を築いてくれる社会の宝でもあります。まさに子どもは、私たちの未来です。

子どもの笑顔は、私たちに明るく輝かしい未来を確信させます。しかし、その一方で、いろいろな問題を抱えた多くの子どもがいることも現実であり、その姿は大人社会の問題点を映し出す鏡でもあります。

「子育て」と「子育ち」は、子どもの成長・発達において「車の両輪」のようなものです。小金井市では平成21年3月に「小金井市子どもの権利に関する条例」を制定し、子どもは「子育て」の対象であるとともに、自ら伸びやかに育っていく「子育ち」の主体者でもあることを明らかにしています。

○私たちは、子どもがさまざまな人とのふれあいやゆたかな環境に恵まれ、心と体の調和をとりながら、自立した一人の人間へと成長、発達していくことをのぞみ、またその実現を支えていきます。

○私たちは、子どもが心からやすらげる安全な環境で、ゆたかな人間性を育み、成長していくことをのぞみ、またその実現を支えていきます。

○私たちは、子どもがゆたかな自然や文化にふれ、平等に保育・教育を受けて学び発達するなかで、自分の意見を表明し、地域社会に参加し、自己実現していくことをのぞみ、またその実現を支えていきます。

○私たちは、保護者の子育てに対する負担や不安、孤立感をやわらげることができるように、地域の中での仲間づくりや助け合いを進め、親が子どもとともに成長し、子育ての喜びを感じられるよう、子どもを生み育てる家庭を支えていきます。

○私たちは、子どもに関わるすべての諸組織との結びつきを深め、未来に向かって育ってゆく子どもとともにゆたかな地域社会を作り、支えていきます。

○私たちは、保護者が安心してゆたかな子育てをしていくように、子どもを生み育てる家庭を地域社会全体で見守り、支えていきます。

上記の点を踏まえ、総合的な施策を推進していくことを計画の基本理念とします。

### 子ども・子育て支援法 第一章 第一条

急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

参照

### 子ども・子育て支援法 第一章 第二条

子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。

3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

### 子ども・子育て支援法に基づく基本方針(案)第一

子ども・子育て支援については、この法の目的を達成するため、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう、良質かつ適切な内容及び水準のものとすることが必要である。

子どもは、社会の希望であり、未来をつくる存在である。子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人一人の子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、将来の我が国の担い手の育成の基礎をなす重要な未来への投資であり、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つである。

参照

### 子ども・子育て支援法に基づく基本方針(案)第一・三

子ども・子育て支援とは、保護者の育児を肩代わりするものではなく、保護者が子育てについての責任を果たすことや、子育ての権利を享受することが可能となるよう、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援をしていくことである。

参照

## 6 基本的な視点と目標

子どもの育ちと子育てをめぐる環境を踏まえ、基本理念を実現するために小金井市は、次の三つの基本的な視点と六つの基本目標をたて、子ども・子育て支援を引き続き推進していきます。

### 基本視点 1 子どもの育ちを支えます

あらゆるところで子どもの最善の利益を考慮し、一人ひとりの子どもが広く社会と関わりをもち、自ら学びながら発達し、自立・社会参加や自己実現が出来るような環境を整えます。

**基本目標 1. 子どもの最善の利益を支えます**

**基本目標 2. 子どものゆたかな体験と仲間づくりを支えます**

### 基本視点 2 子育て家庭を支えます

家庭がやすらぎと笑顔に満ち、子育ての楽しさ、喜びを実感できるよう、社会全体で子育て家庭を支え、さまざまなニーズに応じた支援をします。また、ひとり親家庭、障がい・特別ニーズを有する子どもとその家庭、外国籍の子どもとその家庭などの特別な配慮を要する家庭にも、きめ細やかな支援を推進します。

**基本目標 3. 子どもを生み育てる家庭を支援します**

**基本目標 4. 子育ち、子育てに困難を抱える家庭を支援します**

### 基本視点 3 次世代につながる地域の子育ち、地域環境を整えます

子どもは人や自然との関わりの中で育ち、子どもを育む地域は家庭を包む大きな社会です。地域のさまざまな人々が安心して、楽しく、ゆたかな子育て、子育ちができるようなまちづくりを通して、次世代の小金井市民を育てていく地域環境を整備していきます。

**基本目標 5. 地域の子育ち環境を整えます**

**基本目標 6. 地域の子育て環境を整えます**

参  
照

子ども・子育て支援法に基づく基本方針(案)第一一二

乳児期におけるしっかりとした愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得及び学童期における心身の健全な発達を通じて、一人一人がかけがえのない個性ある存在として認められるとともに、自己肯定感をもって育まれることが可能となる環境を整備することが、社会全体の責任である

## 子ども・子育て支援法に基づく基本方針（国の指針資料より抜粋・再構成）

### 子どもの育ちに関する理念

#### ①乳児期

乳児期は、一般に、身近にいる特定の大人（実親のほか、里親等の実親以外の養育者を含む。）との愛着形成により、情緒的な安定が図られるとともに、身体面の著しい発育・発達が見られる重要な時期である。子どもが示す様々な行動や欲求に、身近な大人が応答的かつ積極的に関わることにより、子どもの中に人にに対する基本的信頼感が芽生え、情緒の安定が図られる。こうした情緒の安定を基盤として心身の発達が促されるなど、人として生きていく土台がこの時期に作られる。

#### ②幼児期 3歳未満

おおむね満三歳に達するまでの時期は、一般に、基本的な身体機能や運動機能が発達し、様々な動きを十分楽しみながら、人や物との関わりを広げ、行動範囲を拡大させていく時期である。自我が育ち、強く自己主張することも多くなるが、大人がこうした姿を積極的に受け止めることにより、子どもは自分に自信を持つ。自分のことを信じ、見守ってくれる大人の存在により、子どもは時間をかけて自分の感情を鎮め、気持ちを立て直すようになる。安心感や安定感を得ることにより、子どもは身近な環境に自ら働きかけ、好きな遊びに熱中したりやりたいことを繰り返し行ったりするなど、自発的に活動するようになる。こうした自発的な活動が主体的に生きていく基盤となる。また、特定の大人への安心感を基盤として、徐々に人間関係を広げ、その関わりを通じて社会性を身に付けていく。

#### ③幼児期 3歳以上

おおむね満三歳以上の時期は、一般に、遊びを中心とした生活の中で、特に身体感覚を伴う多様な活動を経験することにより、豊かな感性とともに好奇心、探究心や思考力が養われ、それらがその後の生活や学びの基礎になる時期である。また、ものや人の関わりにおける自己表出を通して、幼児の育ちにとって最も重要な自我や主体性が芽生えるとともに、人と関わり、他人の存在に気付くことなどにより、自己を取り巻く社会への感覚を養うなど、人間関係の面でも日々急速に成長する時期である。このため、この時期における育ちは、その後の人間としての生き方を大きく左右する重要なものとなる。

#### ④学童期

小学校就学後の学童期は、生きる力を育むことを目指し、調和のとれた発達を図る重要な時期である。この時期は、自立意識や他者理解等の社会性の発達が進み、心身の成長も著しい時期である。学校教育とともに、遊戯やレクリエーションを含む、学習や様々な体験・交流活動のための十分な機会を提供し、放課後等における子どもの健全な育成にも適切に配慮することが必要である。

## 7 関連する施策体系について

事業項目の精査によって、体系図を  
いれる場合は、再度作成します。

のびゆくこどもプラン 小金井を踏まえて、関連する施策の方向性を体系的にまとめます。

基本的視点	基本目標		施策の方向性
<b>子どもの育ちを 支えます</b>	<b>目標1</b>	子どもの最善の利益 を支えます	①子どもの視点から計画全体を推進する体制を築きます ②子どもの権利を尊重します ③子どもの社会参加を推進し、意見の表明など子どもの自己実現を応援します ④子どもへの虐待や犯罪を防止します
	<b>目標2</b>	子どものゆたかな体 験と仲間づくりを支 えます	①自立を育む体験活動を応援します ②子どもの居場所と交流の場を充実します
<b>子育て健やかに 育む家庭を支 えます</b>	<b>目標3</b>	子どもを生み育てる 家庭を支援します	①経済的負担を軽減します ②母子保健体制を充実します ③子育ちや子育てに関する相談、情報提供、学習機会を充実させ、支援を強めます ④保育サービスを拡充します ⑤学童保育を充実します ⑥子育てしやすい職場環境を目指して、情報提供と支援に取り組みます
	<b>目標4</b>	子育ち、子育てに困 難を抱える家庭を支 援します	①ひとり親家庭を支援します ②障がいや特別な配慮が必要な子どもと家庭を支援します ③外国籍の子どもと家庭を支援します ④家庭での子育ち、子育てが困難な場合にきめ細やかな支援をします
<b>次世代につなが る地域の子育 ち、地域環境を 整えます</b>	<b>目標5</b>	地域の子育ち環境を 整えます	①一人ひとりを大切にした幼児教育、学校教育を推進します ②子どもが安心して学べる環境をつくります ③子どもが地域の一員となるための学習と交流の場をつくります ④子育ち、子育てしやすい生活環境等を整備します ⑤地域から緑と環境を守ります
	<b>目標6</b>	地域の子育て環境を 整えます	①保育、教育、子育て支援関係者の学びと交流の場をつくります ②地域の子育てネットワークを整備します ③男女がともに子育てと社会参加できる環境をつくり、ワーク・ライフ・バランスを目指します ④使いやすい公共施設の改善と活用を行います
<b>視点共通</b>	<b>子ども・子育て 支援事業計画</b>		1 教育・保育提供区域 2 幼児期の教育・保育の量の見込み、提供体制及び実施時期 3 幼児期の学校教育・保育の一体的提供および推進体制の確保 4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制及び実施時期

## 8 「子どもと子育て家庭に関する総合計画（仮）」の課題と取組み

### （1）子どもの権利の尊重

小金井市では「小金井市子どもの権利に関する条例」が平成21年3月に制定されました。子育て支援サービス等により影響を受けるのは子ども自身であるという視点から、子どもの幸福を第一に考え、子どもの権利が最大限に尊重され、健やかに成長できるよう十分に配慮していくことが必要です。

今後も、子どもの最善の利益が実現される社会を目指し、子どもの健やかな成長を地域が守っていくことができるよう、引き続き広く周知を図り、市民の理解を深めていく必要があります。

### （2）地域のニーズに応じた多様な教育（幼稚園）・保育の充実

社会的環境の変化から、仕事と子育ての両立を希望する保護者を支援する子育て環境の充実が求められています。小金井市ではこれまで、安心して子どもを預けて働くことができるよう、認可保育所の定員拡充、認証保育所の新設等に取り組んできましたが、待機児童が増加するという状況となりました。子どもの成長・発達を支え、子どもの育ちを保障するためにも、待機児童の解消を喫緊の課題ととらえ、具体的な方針の策定が急務となっています。

一方では、少子化等による幼稚園減少により、幼稚園の園児は定員数に対して超過傾向にあるばかりでなく、身近な地域での入園がかなわず、遠方の施設を利用する実態もあります。

子どもの健やかな成長を第一に考えるとともに、利用者の意向を十分に踏まえて、地域の施設に通える体制の整備は必要です。このような状況を踏まえ、以下のような取り組みを推進していきます。

待機児童の解消は解決しなければならない喫緊の課題ととらえ

- 認可保育所の新設、定員拡大などの取組み
- 地域型保育施設、認証保育所など多様な保育サービスの充実
- 認可外保育施設の認可化や小規模保育事業への移行等支援
- 潜在的需要を勘案したうえでの計画的な拡充

量的に不足している教育（幼稚園）ニーズに対して

- 教育・保育が一体的に提供できる認定こども園制度の活用
- 既存施設が認定こども園への移行する際の受け入れ体制づくり
- 保育施設の整備等による認定区分に応じた適切な施設利用の推進

利用者の就労形態や生活スタイルの多様化に合わせて

- 幼稚園の預かり保育、長時間延長保育、病児・病後児保育、夜間保育、休日保育、障害児保育等の充実
- 保護者のワーク・ライフ・バランスを考慮した、多様な預かりサービスの提供

サービスの円滑な利用、子どもの健やかな育成と保護者の安心のために、

- 教育（幼稚園）・保育サービスに関する積極的な情報提供
- 幼稚園教育要領、保育所保育指針等を踏まえた環境の整備及び教育・保育の質の向上、幼稚園教諭、保育士の専門性の向上
- 一定の質が確保されたサービスの提供を保障するために、幼稚園教諭、保育士に対する研修体制の充実

### （3）地域における子どもの居場所づくりの推進

地域における子どもの居場所は、地域のすべての子どもに配慮していく必要があります。就労家庭に限らず、子どもが遊びや活動を行える安全な場所が必要となっています。子ども同士の関わりが薄くなっているとともに、子どもと大人との交流機会も少なくなっている中で、子どもの活動場所づくり、大人との交流の場づくりが必要となっています。

市では児童館や公園などとともに、学童保育所が子どもの活動場所となっています。今後、子ども自身の育つ権利を保障しながら、子ども同士、あるいは、子どもと大人が活動することができる環境や仕組みづくりが課題となっています。

子どもの活動場所の拡大として

- 「放課後子ども総合プラン」を見据えた放課後の居場所作りの充実
- 地域での青少年の居場所の拡大、NPO・民間の子ども活動支援プログラム等、地域の多様な社会資源の積極的な活用を検討

### （4）地域子育て支援機能の充実

市の子ども家庭連携部門では、子育て相談・支援、情報提供、交流促進などを行っていますが、すべての子育て家庭を対象に、地域の子育て支援機能をさらに活性化させていく必要があります。

そのためには、子育て家庭が気軽に集うことのできる多様な場の整備も含め、市民やNPO団体との協働によって効果を発揮していくことが重要です。

地域の子育て環境の向上のために

- 地域における子育て支援活動の充実、子育て支援ネットワークの充実
- 幼稚園・保育所を中心とした地域の子育て気運の醸成

## **(5) 特別に支援が必要な子ども・家庭への援助促進と連携強化**

平成 16 年の「児童福祉法の一部改正」により児童家庭相談に応じることが市町村の義務として明確化され、虐待の未然防止・早期発見・支援を中心に子どもの権利を保障する立場から積極的な取組みが求められています。また、平成 20 年 12 月の改正により、虐待の予防を含む様々なサービスが児童福祉法に位置付けられ、子育て家庭に対する支援と方法が拡大・強化され、もっとも困難を有する子ども・家庭への施策のあり方が、深く問われてくることになりました。

子ども家庭支援センターを中心に、行政の各部門、児童相談所、地域の関係機関等と設置している「小金井市要保護児童対策地域協議会」の連携・調整機能を強化し、子どもの立場から環境の改善が必要な家庭への支援を進めていく必要があります。

また、平成 17 年に施行された「発達障害者支援法」では、高機能自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害などの発達障害者への支援推進が明確に規定されました。平成 18 年度に行われた「小金井市における今後の特別支援教育のあり方について」の検討の中で、乳幼児への発達支援の拡充整備、関係機関の連携と協働によるネットワークの構築が指摘されました。市では、平成 21 年度より「小金井市特別支援ネットワーク協議会」を設置し、発達支援センターの設立を課題に挙げ、庁内検討委員会と連携しながらピノキオ幼稚園の移転改築に併せ、発達支援事業の構築に向けて検討を行い、市民意見交換会を経て平成 25 年 10 月に身近な地域の子どもとその家族の支援拠点として小金井市児童発達支援センター「きらり」を開設しました。

特別なニーズを持つ子どもが健やかに成長できるように地域が関心を広げ、子どもと家族が支援の輪に囲まれていく必要があります。ライフステージを通じた医療・保健・福祉・保育・教育関係者の緊密な連携の確保とネットワークを更に充実させていく必要があります。

## **(6) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進**

地域の実情に即した仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けて、住民の理解や合意形成を促進するために広報・啓発活動を強め、その気運を高めていく必要があります。

地域の人々がやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域においても多様な生き方が選択・実現できることが求められています。

そのためにも、男性の育児・子育て参加を促進しつつ、多様な働き方に対応した保育サービスの充実等、総合的な子育て支援を展開し、育児・介護等を行う家族を支える社会的基盤形成をより進め、広げていく必要があります。

## **(7) 子ども子育て事業計画の推進体制の充実**

「子どもと子育て家庭に関する総合計画（仮）」の施策を推進するために、小金井市では、子ども・子育て支援施策を総合的かつ計画的に推進するため、全庁をあげて子ども・子育て支援に取り組む体制の強化が必要です。子どもと子育て家庭に関する総合的な計画（仮）は、子ども・子育て会議等の審議を経て、施策の実施状況を公表します。

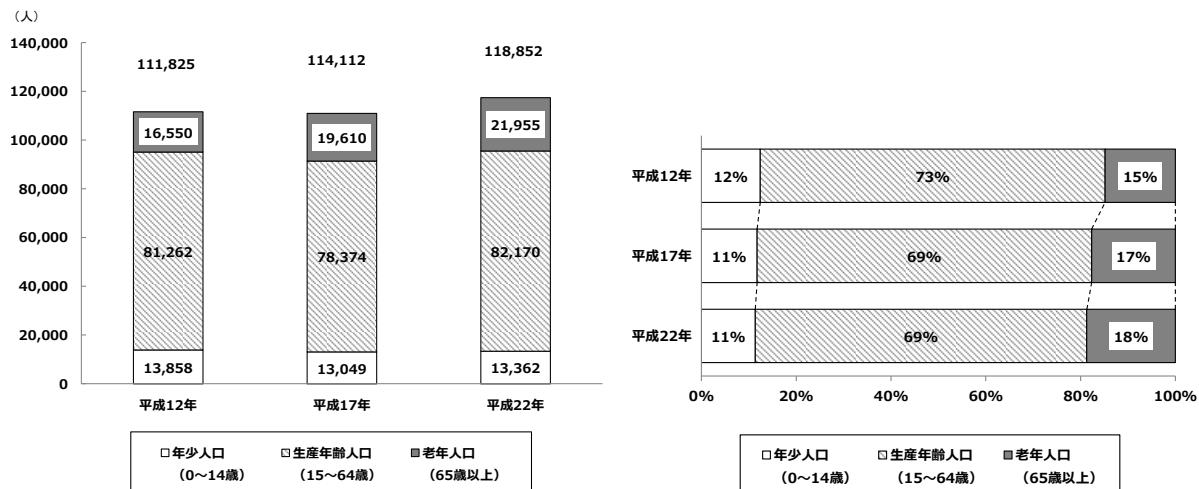
## **第2章**

# **小金井市子ども・子育てを 取り巻く環境**

# 1 人口・世帯・人口動態等

## 1 人口の推移（国勢調査より）

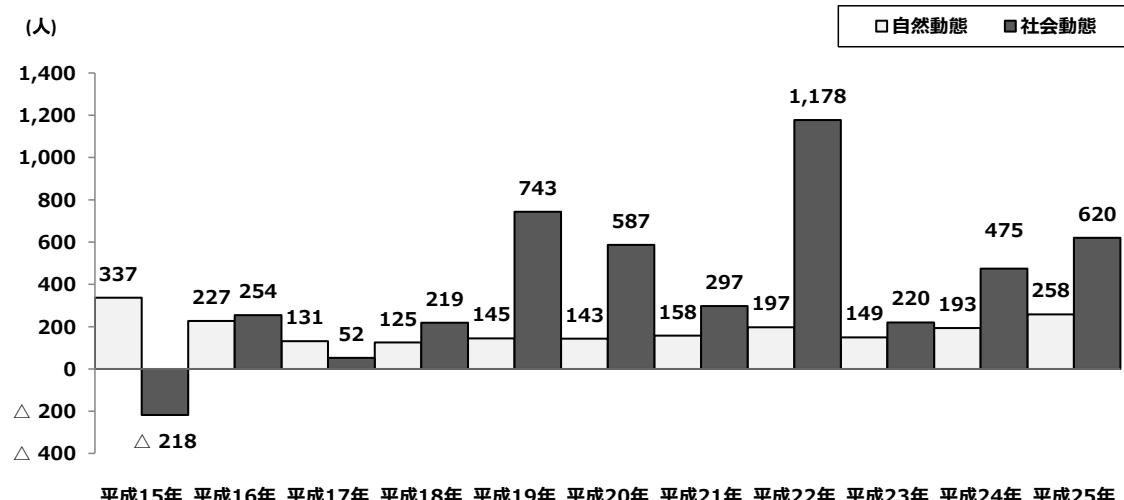
小金井市の人口は、平成12年以降増加傾向となっています。少子高齢化は進行し、年少人口が平成12年から平成22年までの10年間で約500人減少し、全体に占める割合は約1割で減少している一方で、老人人口は、平成22年度で全体に対して約2割となっています。



## 2 自然動態・社会動態（小金井市事務報告書より）

小金井市の社会動態（転入-転出）は、ここ10年間はおむねプラスで推移しており、人口増加の主な要因となってきました。また、自然動態（出生-死亡）は、ここ10年間はプラスで推移して、人口増加の要因ともなっています。

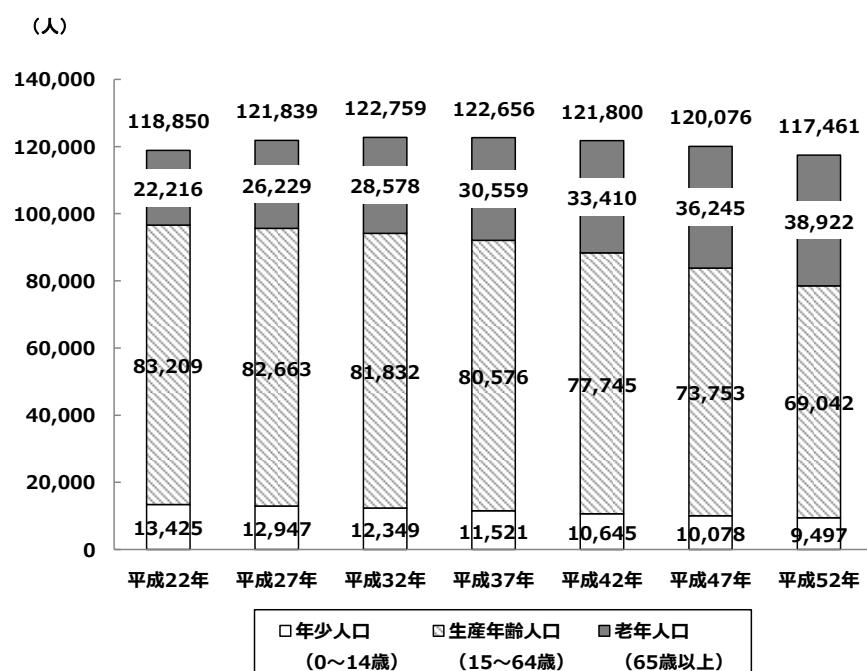
### ■自然動態・社会動態の推移



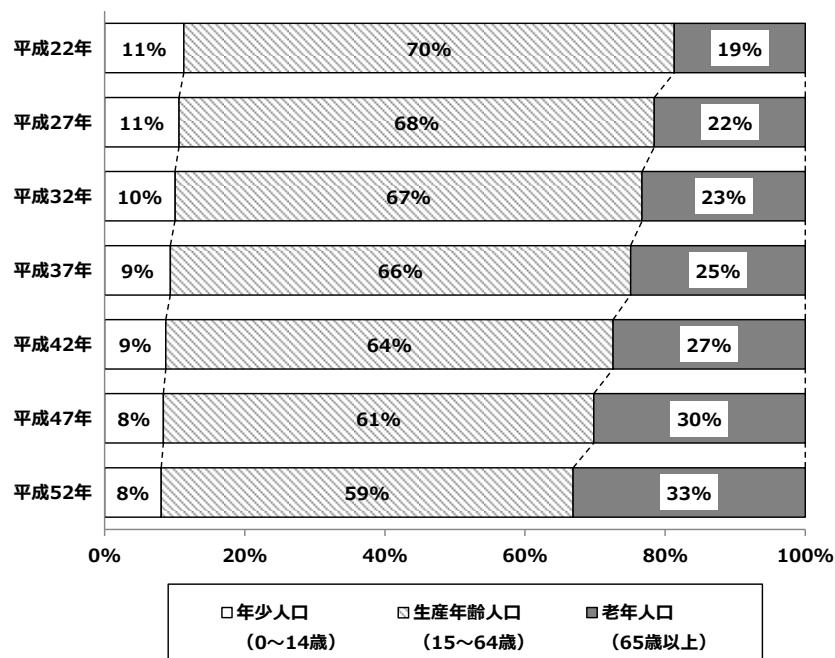
### 3 将来の人口推計（国立社会保障・人口問題研究所推計値より）

小金井市の将来の長期推計値から、平成52年には、総人口が12万人を下回ると推計されています。年少人口も減少が見込まれており、平成52年以降1万人を下回ると推計されています。平成47年以降は老人人口割合が全体の30%を上回ると見込まれ、少子高齢化が進むと見込まれています。

■年齢3区分別人口の将来推計



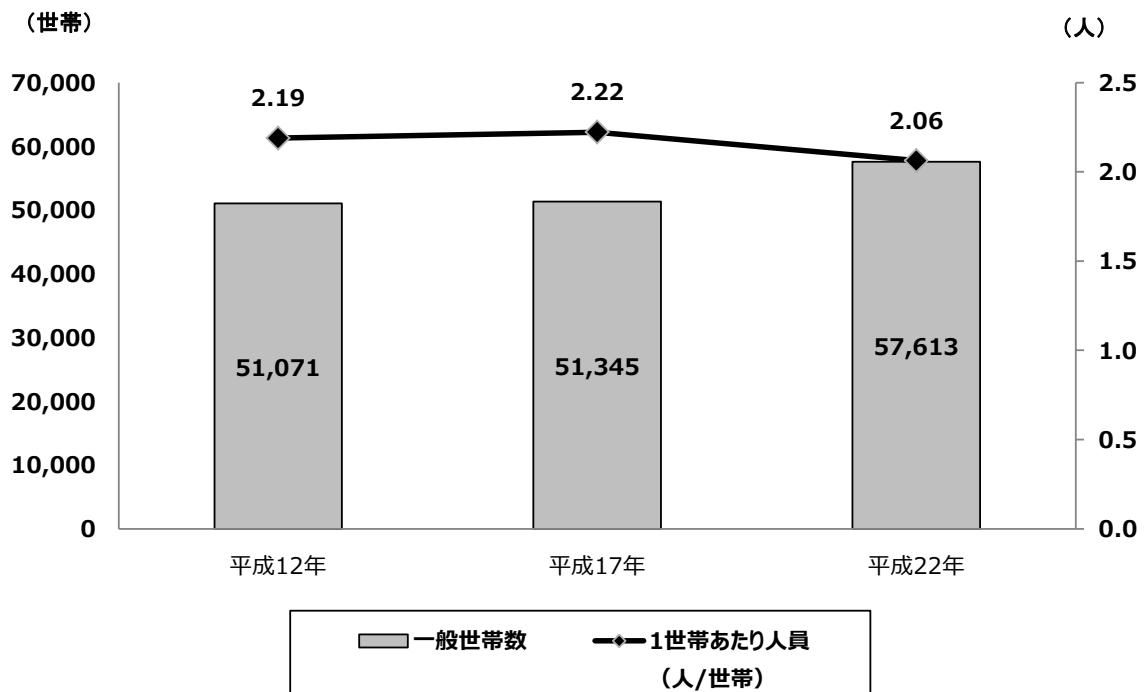
■年齢3区分別人口割合の将来推計



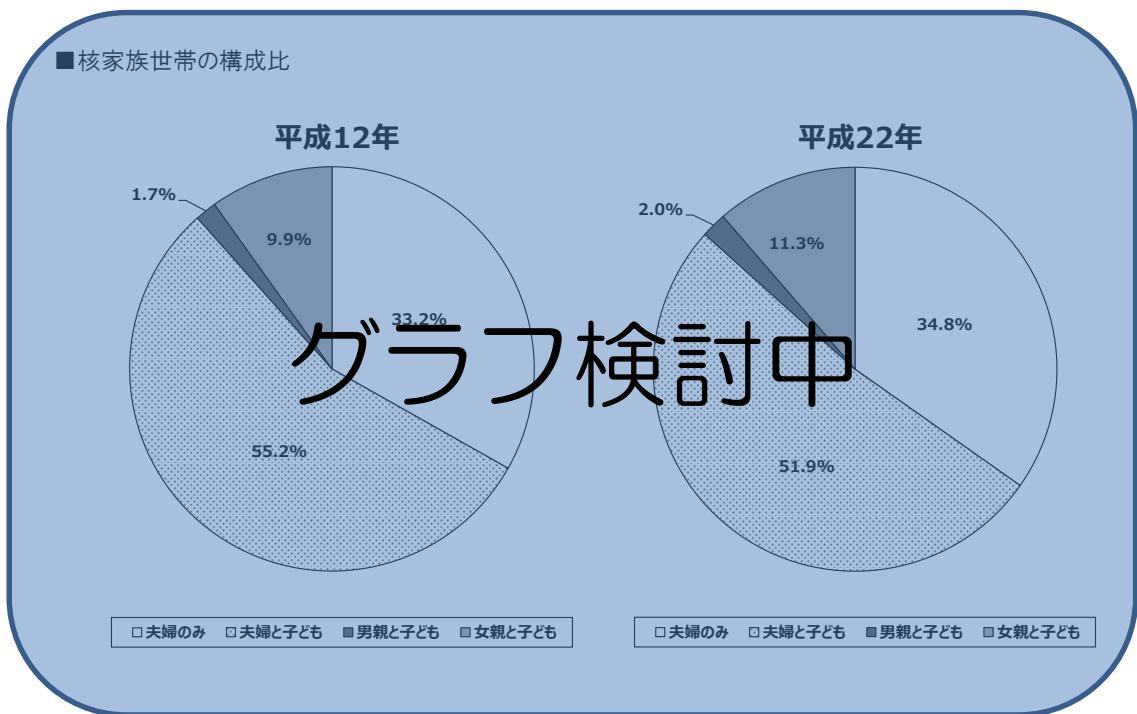
#### 4 世帯の状況（国勢調査より）

小金井市の世帯数は増え続け、平成12年から10年間で約6,500世帯増加しています。ただ、1世帯あたり人員は減少し続け、核家族化が進展しています。

■世帯数および1世帯あたり人員の推移

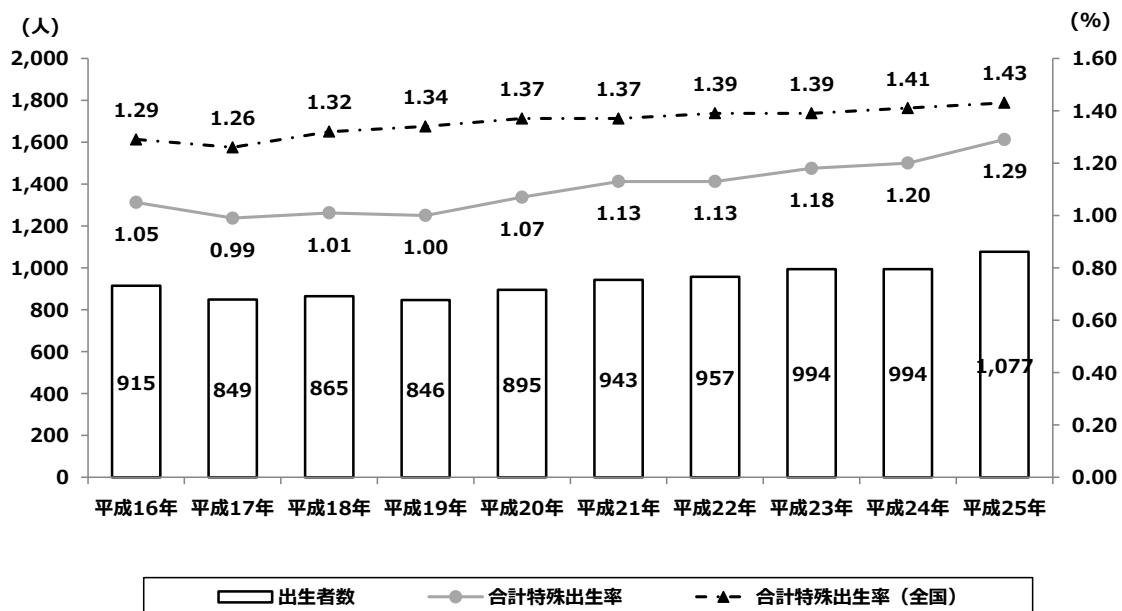


■核家族世帯の構成比



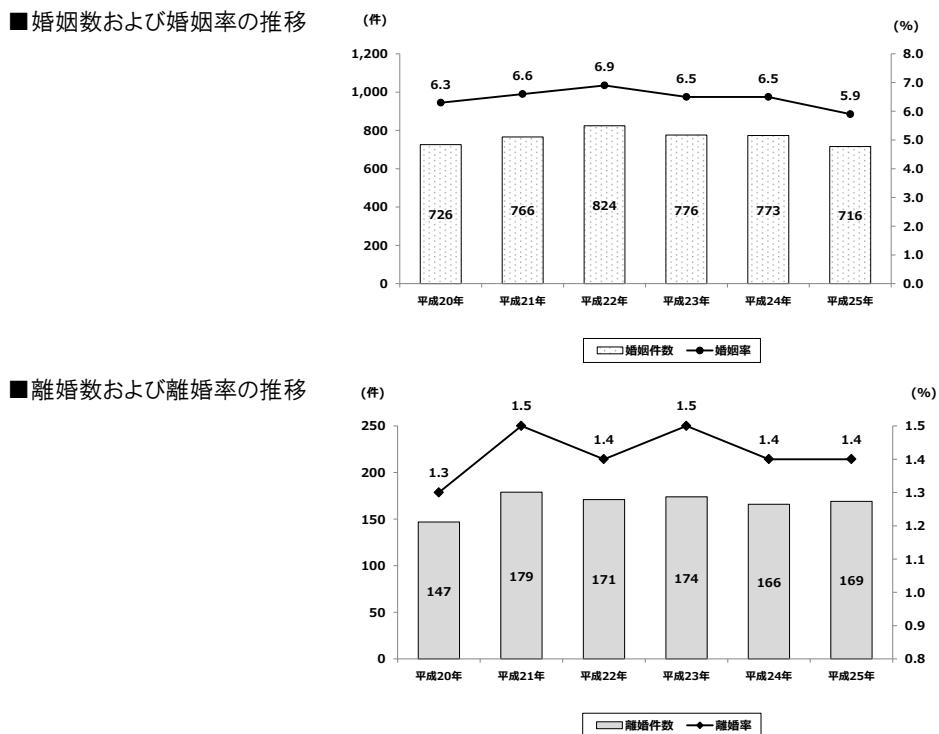
## 5 出生の状況（人口動態統計（東京都福祉保健局）より）

小金井市の出生数は、平成16年から10年間で、約160人増加しています。合計特殊出生率は、全国平均出生率を下回っています。平成17年の0.99ポイントから平成25年には、0.3ポイント回復していますが、現在の人口水準を維持できる2ポイントには至っていないため、人口減少が進んでいるのは数字からもみることができます。



## 6 婚姻・離婚の状況（人口動態統計（東京都福祉保健局）より）

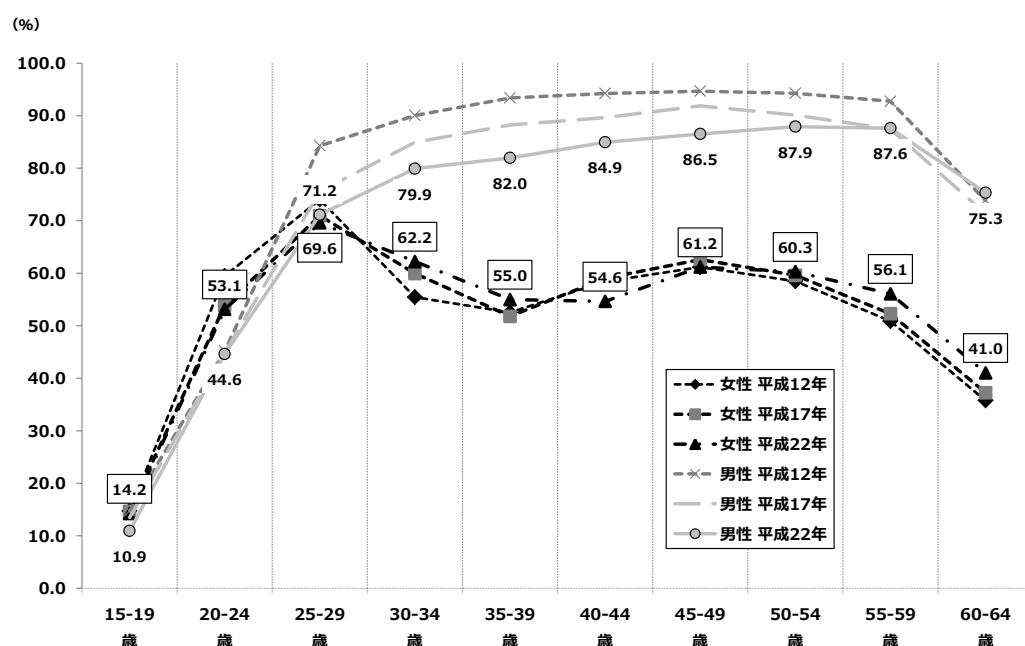
小金井市の婚姻数、婚姻率は、年度による増減があるものの、おおむね横ばいで推移しています。また、離婚数、離婚率は年度による増減があるものの、低い水準でおおむね横ばいで推移しています。



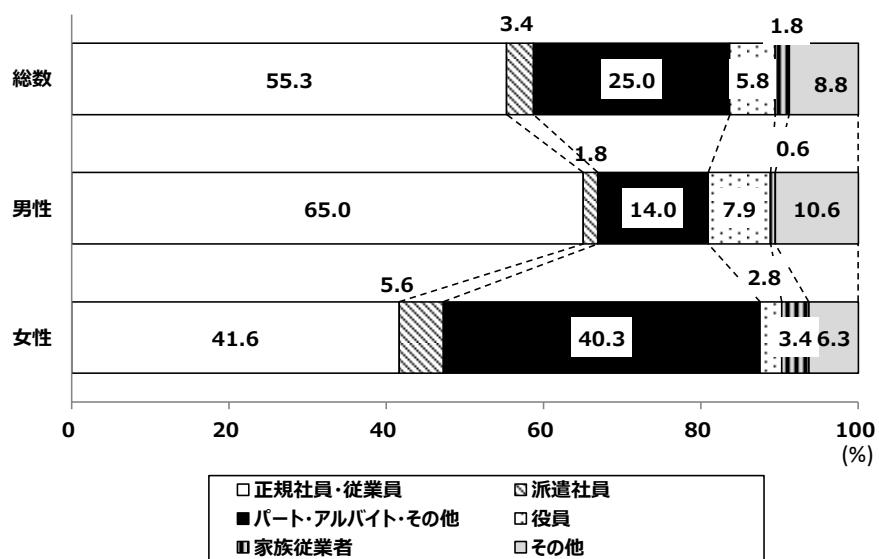
## 7 就労の状況（国勢調査より）

小金井市の年齢別労働力率をみると、男性の20歳代までの労働力率は約7割で、30代でも8割台前半で、就労支援が必要な状況とみることができます。また、女性の20歳代の労働力率が上昇し、30～34歳の年齢層で低下する、いわゆる「M字カーブ」の落ち込みが大きく、30代、40代でその傾向は低い傾向のままでです。従業上の地位別従業者数割合でみると男性は「正規職員・従業員」、女性は「パート・アルバイト・その他」次に「正規職員・従業員」の割合が高くなっています。

■年齢別労働力率(M字カーブ)の推移



■従業上の地位別従業者数の割合

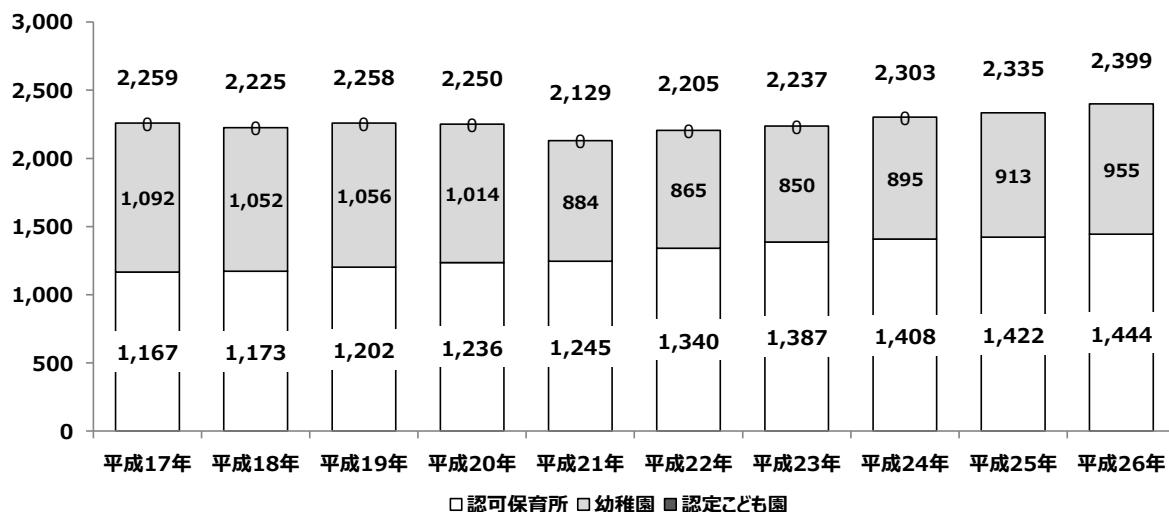


## 2 教育・保育施設の状況

### 1 利用児童数の推移

小金井市内の認可保育所、幼稚園利用児童数とともに、平成17年から増加傾向にあります。それぞれ1,400人前後、900人前後で推移しています。認定こども園は実施していません。全体では、平成21年に少し減少したが、ゆるやかな増加傾向をみることができます。

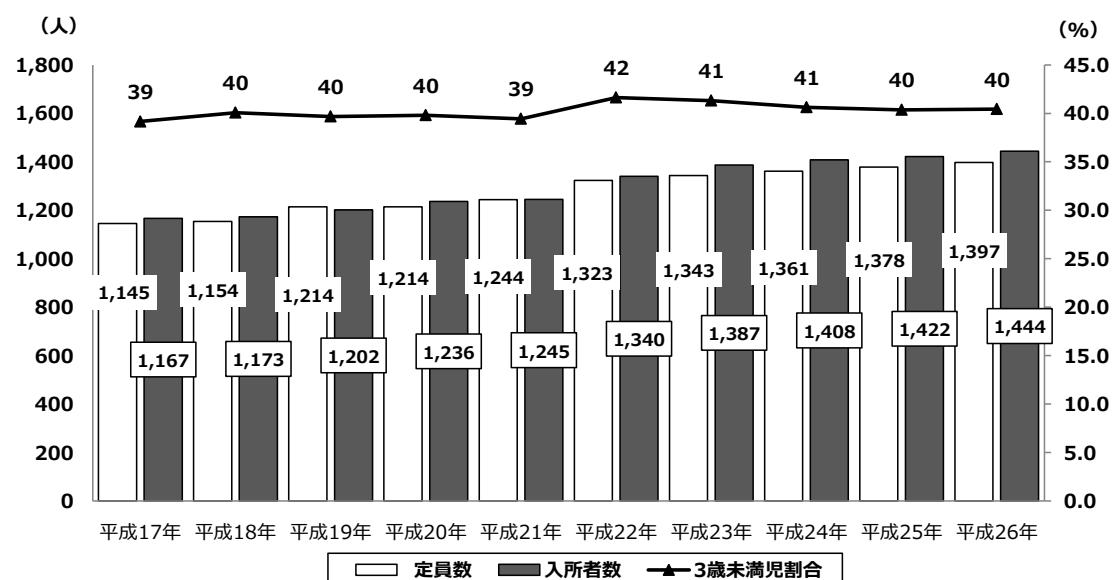
■認可保育園、幼稚園、認定こども園の利用児童数の推移



### 2 認可保育所の利用状況

小金井市内の認可保育所への入所者数は、平成17年度以降、増加傾向にあります。3歳未満児の利用割合は横ばいとなっています。定員数は、平成25年に1,378人まで増加しました。

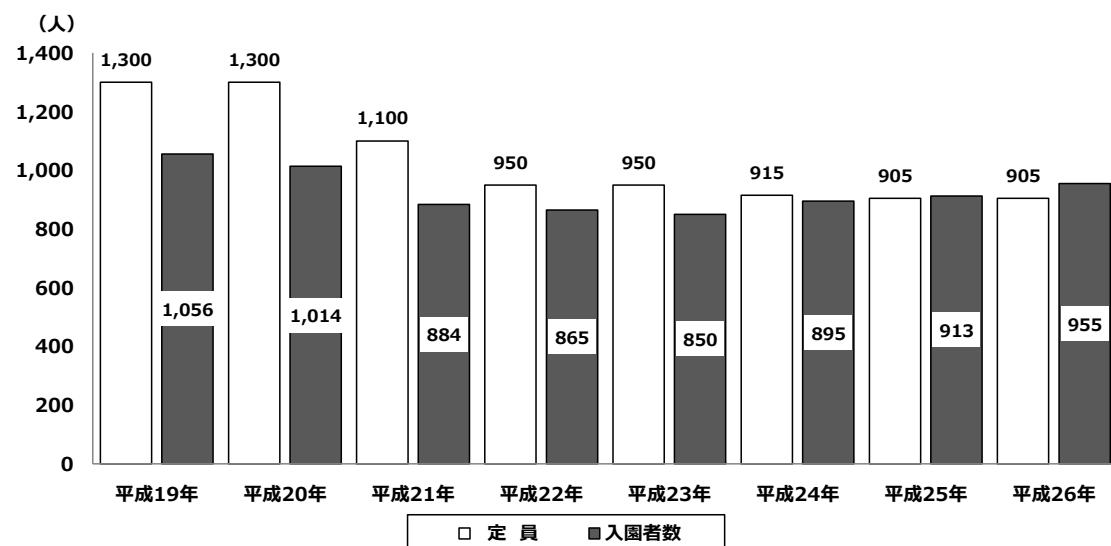
■保育所の定員数、入所者数、3歳未満児割合の推移



### 3 幼稚園の利用状況

小金井市内の幼稚園利用者数は、減少傾向でしたが、平成24年からは、増加傾向となっています。定員数は、平成20年に8園で1,300人でしたが、平成25年には6園で905人に減少しています。平成24年度で、定員915人に対し、利用者数は895人と約10割に届く利用者数です。

■幼稚園の定員数、利用者数の推移



### 3 地域子ども・子育て支援事業の状況

次世代育成支援行動計画から子ども・子育て支援新制度の地域子ども子育て支援事業に移行する事業について、「次世代育成支援行動計画」に沿った形で、子ども・子育て事業計画の法定10事業の実施状況をまとめます。

#### 1 時間外保育事業（延長保育・休日保育）

通常の開所時間（11時間）を超えて、さらに延長して保育を行ったり（延長保育）、日曜日・祝日にも保育を行ったりする（休日保育）サービス

【実施状況】（平成25年度実績）

区分	延長保育	休日保育	夜間保育	幼稚園預かり保育
実施か所数	13	0	0	4
私立	8	0	0	4
公立	5	0	0	0

#### 2 放課後児童健全育成事業（学童保育）

放課後における保育が必要な児童を対象に、放課後等における児童の安全・安心な居場所の確保と遊び・学習・各種体験活動の場を提供しています。

【実施状況】

区分	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
実施か所数	9	14	14	16	16
登録児童数	662	695	708	695	726

### 3 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

#### 【ショートステイ】

保護者の病気や出産、家族の介護、冠婚葬祭等への出席のため、家庭において児童の養育が困難になった場合、児童養護施設において子どもを一定期間（原則として7日以内）一時的に預かるサービス

#### 【実施状況】

区分	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
実施か所数	1	1	1	1	1
延宿泊数	79	103	120	121	69

#### 【トワイライトステイ】

保護者が仕事やその他の理由により平日の夜間または休日に不在となり、家庭において児童の養育が困難な場合に、児童養護施設において子どもを一時的に預かるサービス

（平成25年度実績） 実施していません。

### 4 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後4か月までの乳幼児がいる家庭を助産師または保健師が訪問し、さまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境を把握し、助言等を行います。

#### 【実施状況】

区分	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
訪問件数	604	931	999	960	1,072
出生数	934	987	992	1,033	1,104

### 5 養育支援訪問事業及び要保護児童対策協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

児童の養育について支援が必要でありながら、積極的に支援を求められない状況にある家庭に対し、過重な負担がかかる前に、訪問による専門的な指導や育児・家事支援等を行います。

#### 【実施状況】

区分	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
訪問家庭数	5	21	17	23	21
実施率	必要な家庭には全戸派遣				

## 6 地域子育て支援拠点事業

子どもたちの健やかな成長と、保護者が楽しく子育てできるよう、気軽に集う場を提供し、子育て相談、子育て情報提供、親子イベントなどを行っています。

【実施状況】本町児童館、東児童館、貫井南児童館、緑児童館で実施（ひろば事業）

区分	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
設置か所数	4	4	4	4	4

## 7 一時預かり事業

保護者の就労や求職活動、病気やけが、出産、介護、冠婚葬祭、リフレッシュ等により一時的に家庭での保育が困難な場合に、週 3 日を限度に保育所に預けることができるサービス

【実施状況】

区分	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
実施か所数	6	6	7	10	11
延利用件数	10,003	11,721	5,742	14,142	15,200

## 8 病児保育事業（病後児保育）

病気やけがの回復期にある乳幼児（病後児）を専用の保育室で看護師・保育士が預かるサービス

【実施状況】※平成 24 年 11 月 12 日開設

区分	平成 24 年	平成 25 年
利用者数	9 人日	63 人日
登録児童数	81 人	176 人

※ くるみ保育室で実施されている病後児保育：定員 4 名（1 日）

## 9 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

子育ての手助けがほしい人（依頼会員）、子育てのお手伝いをしたい人（提供会員）、両方を兼ねる人（両方会員）に会員登録いただき、子育てのサポートを提供する相互援助活動を行います。

【実施状況】

区分	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
依頼会員数	742	867	958	1,065	1,179
協力会員数	110	126	142	166	181
両方会員数	31	33	39	44	42
活動件数	2,647	2,400	2,470	2,951	3,297

## 10 妊婦に対して健康診査を実施する事業（妊婦健康診査）

妊娠中の母親の健康状態や胎児の発育状況などを定期的に確認するため、基本健診 14 回を公費負担します。

【実施状況】

区分	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
受診件数（合計）	10,738 件	11,914 件	9,953 件	11,080 件	11,644 件
受診件数（1回目）	1,006 件	988 件	951 件	1,088 件	1,077 件
受診件数（2回以降）	9,732 件	10,926 件	9,002 件	9,992 件	10,567 件
妊娠届出数	1,043 件	1,055 件	1,054 件	1,164 件	1,175 件
受診件数／妊娠届出数	10.3 件	11.3 件	9.4 件	9.5 件	9.9 件
妊娠届出数／0歳人口	1.2 件	1.1 件	1.1 件	1.2 件	1.2 件

## 4 ニーズ調査の結果概要

「子どもと子育て家庭に関する総合計画（仮）」の策定に向けて、市民の教育・保育・子育て支援に関する利用状況や今後の利用希望等を把握し、基礎資料を得ることを目的にニーズ調査を実施しました。ニーズ調査より次にあげるような傾向がみられました。

○抽出方法：住民基本台帳からの無作為抽出

○調査期間：平成 25 年 12 月 1 日～24 日

○調査方法：郵送配付・郵送回収

○配布・回収：

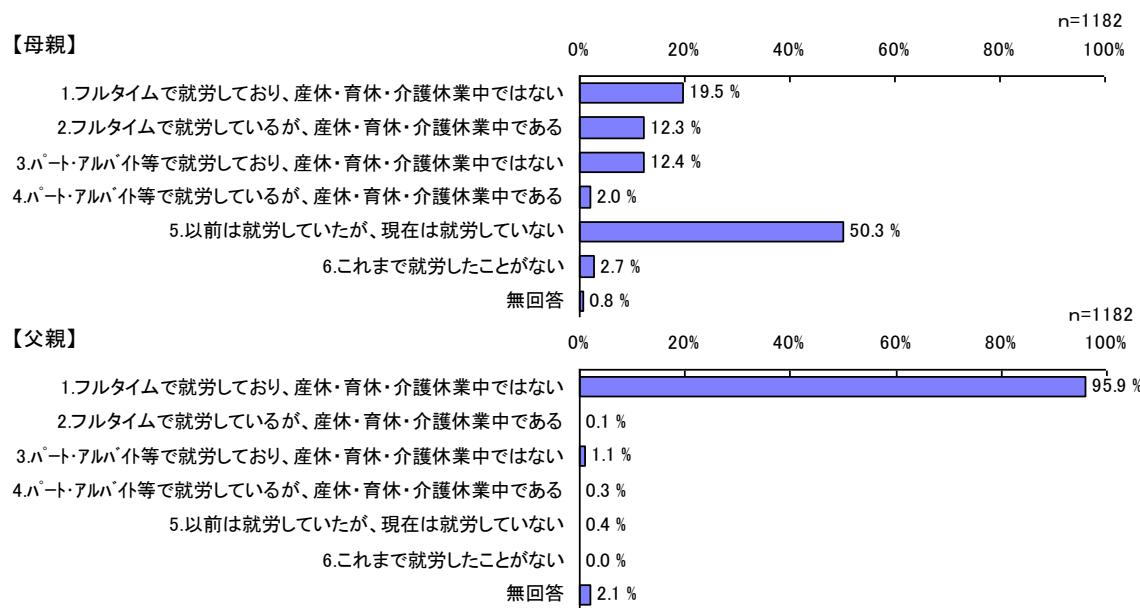
調査対象	配布数	回収数	回収率
就学前児童の保護者	2,000 票	1,182 票	59.1%
小学生の保護者	1,500 票	795 票	53.0%
中学生・高校生年代の青少年	1,250 票	459 票	36.7%
中学生・高校生年代の青少年の保護者	1,250 票	663 票	53.0%

### 1 就学前児童調査

#### (1) 保護者の就労状況

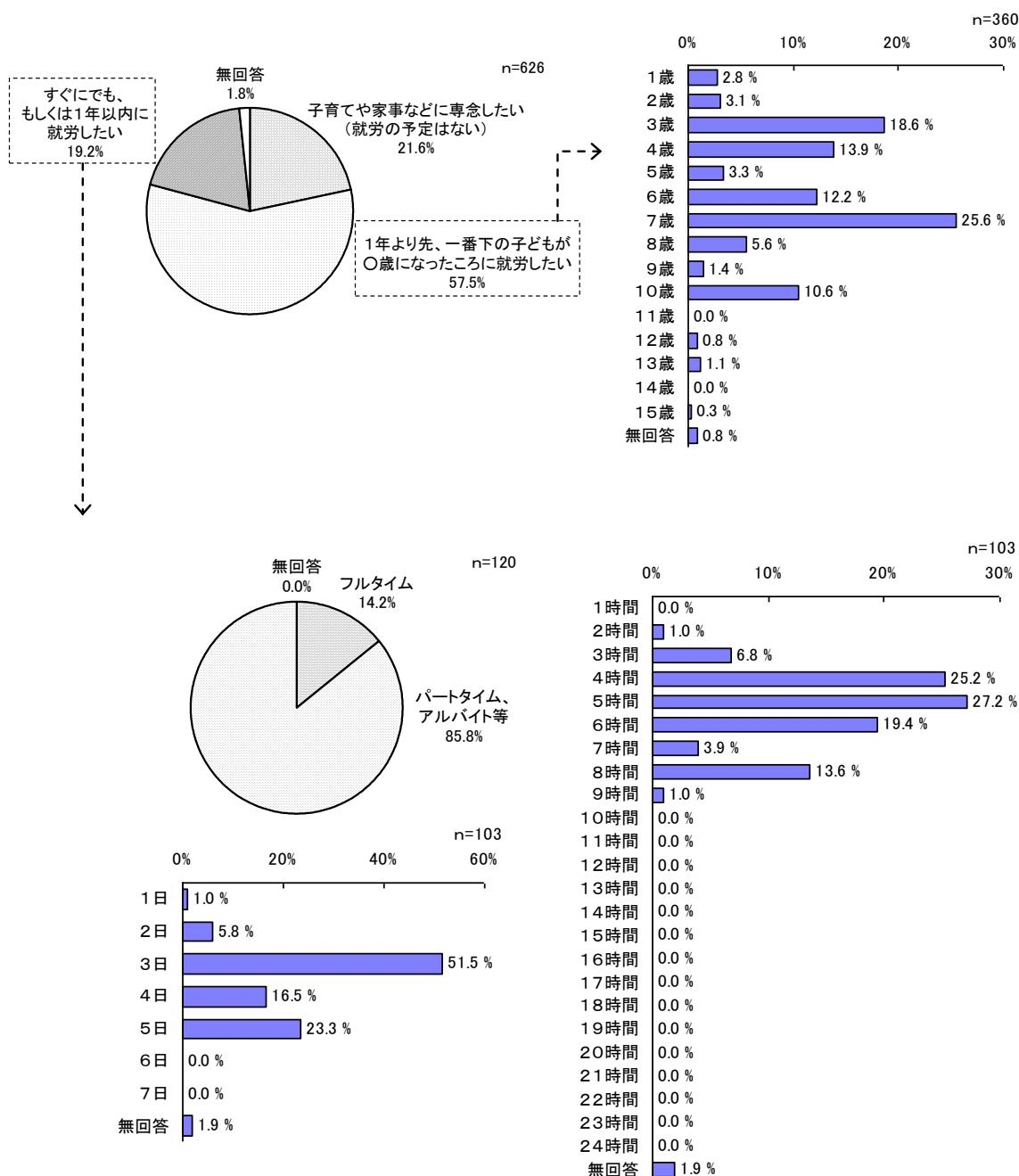
母親の就労状況は、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が 50.3% である。  
産休・育休・介護休業中を含め「フルタイム」は 31.8%、「パート・アルバイト等」は 14.4% である。

父親の就労状況は、「フルタイム」が 95.9% で 9 割を超えて多い。



## ○現在就労していない母親の今後の就労意向

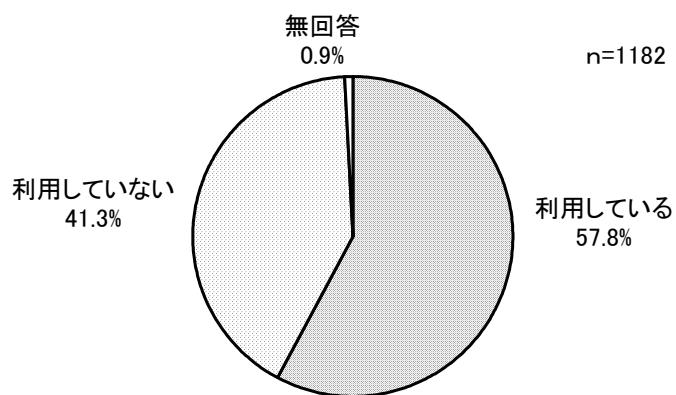
現在就労していない母親の就労意向は、「1年より先、一番下の子どもが○歳になったころに就労したい」57.5%が最も多く、その年齢は「7歳」25.6%、「3歳」18.6%、「4歳」13.9%などの順である。「すぐにでも、もしくは1年内に就労したい」は19.2%であり、希望する就労形態は「パート・アルバイト等」が85.8%である。1週当たりの日数と1日当たりの時間は次の通りである。



## (2) 教育・保育事業の利用について

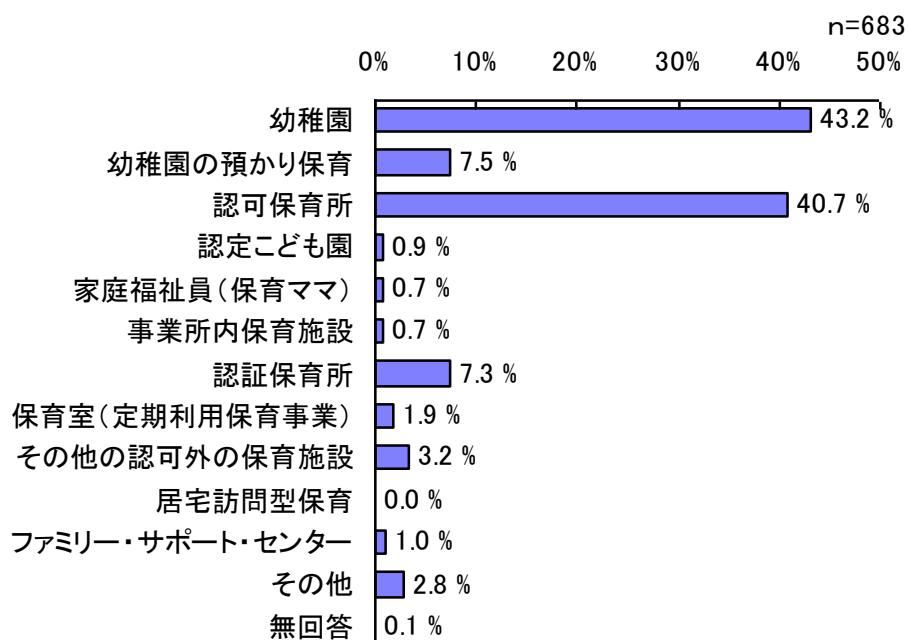
○平日の定期的な教育・保育事業（幼稚園、保育所など）の利用状況

定期的な教育・保育事業の利用状況は、「利用している」が 57.8%、「利用していない」が 41.3%となっています。



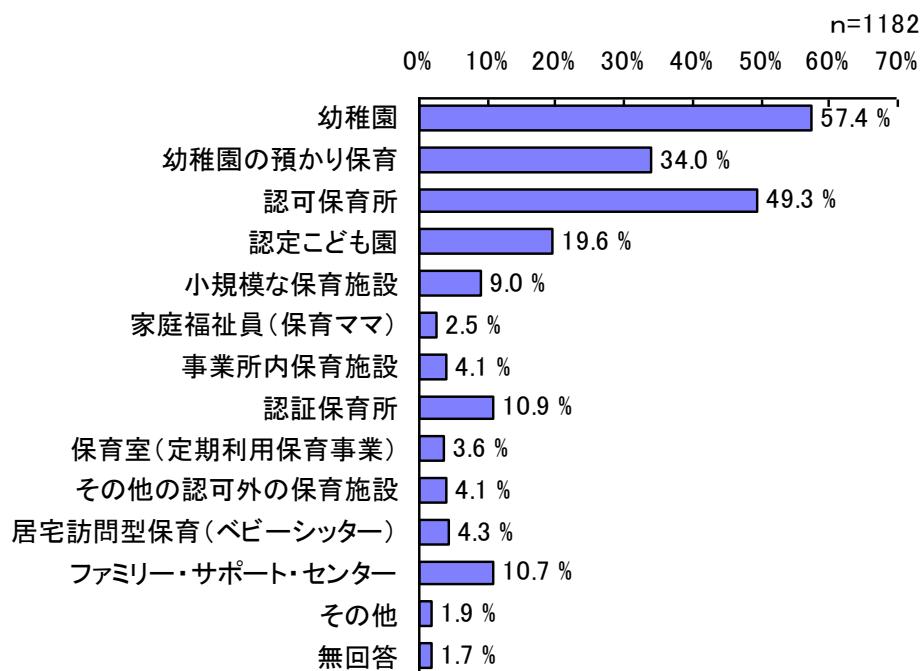
○利用している教育・保育事業

定期的に利用している教育・保育事業は、「幼稚園」が 43.2%で最も多く、次いで「認可保育所」が 40.7%となっています。



## ○今後、利用したい教育・保育事業

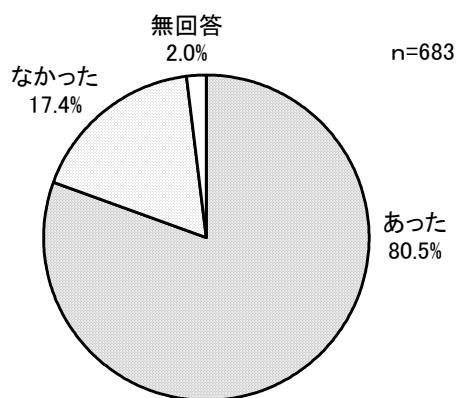
今後、定期的に利用したい教育・保育事業は、「幼稚園」が 57.4%で最も多く、次いで「認可保育所」が 49.3%、「幼稚園の預かり保育」が 34.0%、「認定こども園」が 19.6%などとなっています。



## (3) 子どもが病気やケガのときの対応について

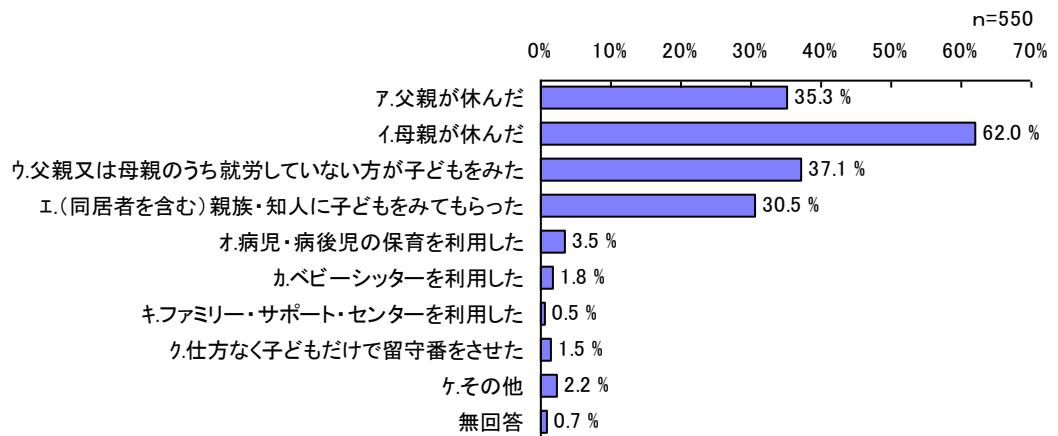
### ○子どもが病気やケガで教育・保育事業を利用できなかった経験

この1年間に子どもの病気やケガで事業を利用できなかつたことが、「あった」が 80.5%、「なかつた」は 17.4%となっています。



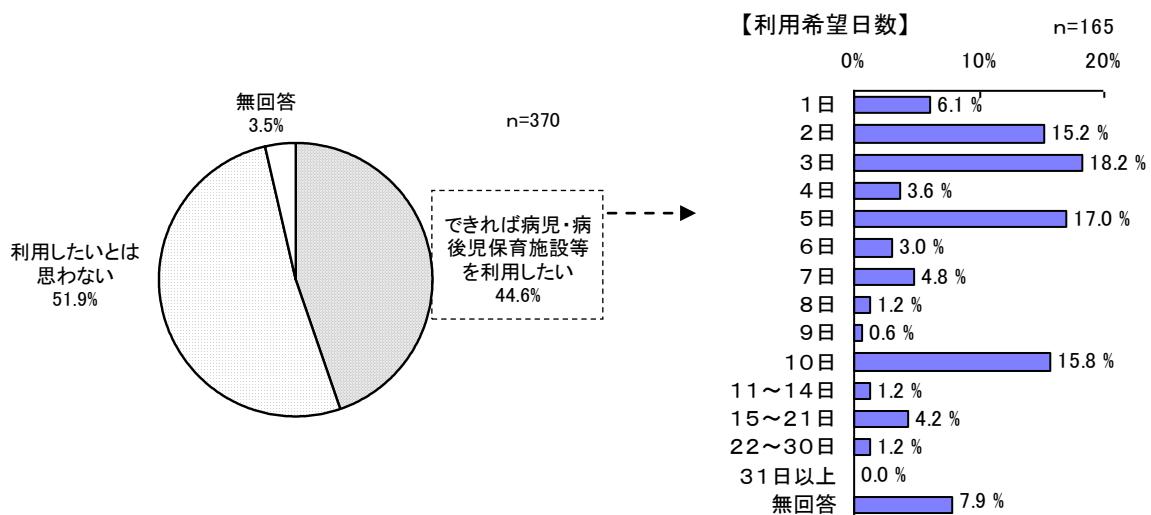
## ○そのときの対処方法

対処方法は、「母親が休んだ」が 62.0%で最も多く、次いで「父親または母親のうち就労していない方が子どもをみた」が 37.1%、「父親が休んだ」が 35.3%、となっています。



## ○病児・病後児保育の利用意向

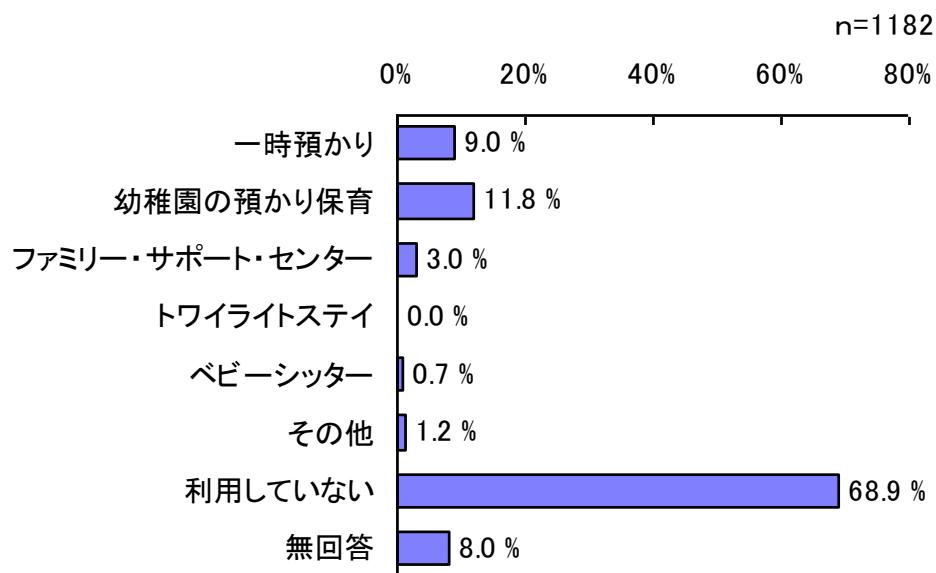
病児・病後児保育の利用については、「利用したいとは思わない」が 51.9%、できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」が 44.6%となっています。



#### (4) 不定期の教育・保育事業の利用について

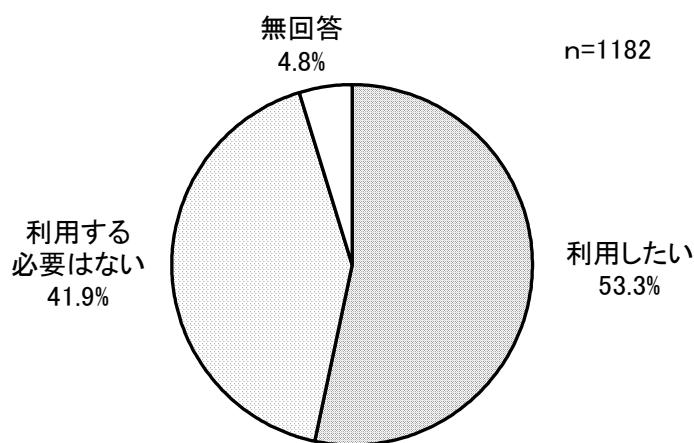
○私用や親の通院、不定期の就労等の目的で不定期に利用している教育・保育事業

不定期の教育・保育事業の利用について、「利用していない」が 68.9%で多数を占めます。

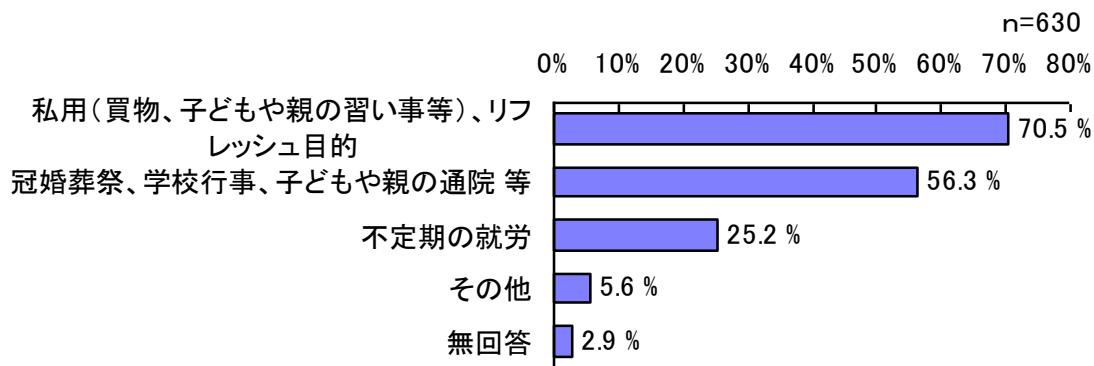


○今後の利用意向

今後、不定期の教育・保育事業の利用について、「利用したい」が 53.3%、「利用する必要はない」が 41.9%となっています。  
利用する理由としては、「私用、リフレッシュ目的」が 70.5%で最も多く、次いで「冠婚葬祭、学校行事、子どもや親の通院等」が 56.3%、「不定期の就労」が 25.2%となっています。



## ○事業を利用したい理由

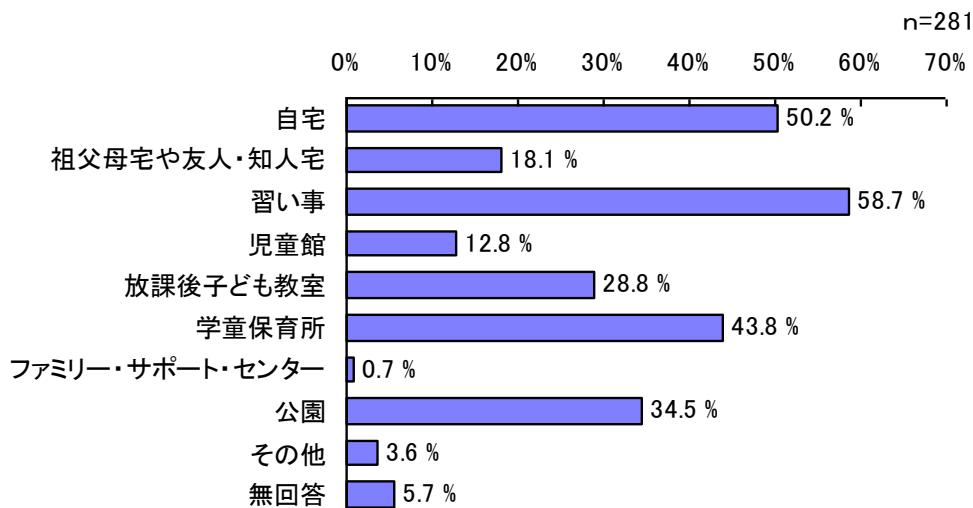


## (5) 小学校就学後の放課後の過ごし方

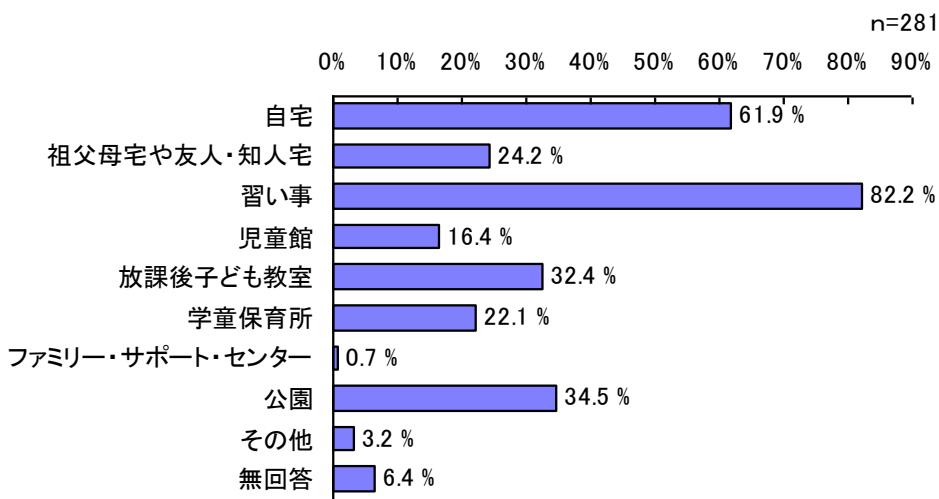
低学年では、「習い事」が 58.7%で最も多く、次いで「自宅」が 50.2%、「学童保育所」が 43.8%、「公園」が 34.5%などとなっている。

高学年では、「習い事」が 82.2%で最も多く、次いで「自宅」が 61.9%、「公園」が 34.5%、「放課後子ども教室」が 32.4%などとなっている。

## ○低学年で過ごさせたい場所



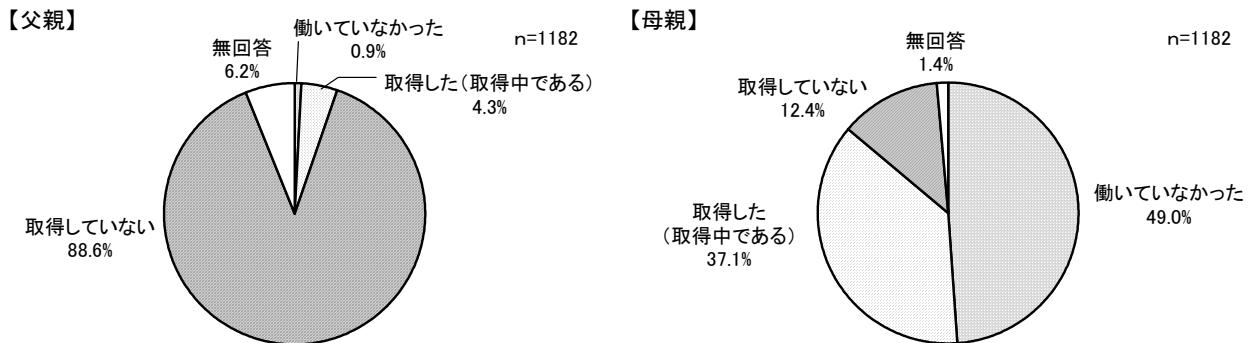
○高学年で過ごさせたい場所



(6) 育児休暇の取得について

父親の育児休暇の取得状況は、「取得していない」が 88.6%で大半を占めています  
母親の育児休暇の取得状況は、「働いていなかった」が 49.0%で最も高く、次いで「取得した（取得中である）」が 37.1%、「取得していない」が 12.4%となっています。

○育児休暇の取得状況



以下、就学児童調査  
中学校・高校生年代の青少年調査  
中学校・高校生年代の保護者調査  
の調査結果を掲載予定、精査中

**子どもの育ち及び子育てをめぐる環境について（国の指針資料より抜粋・再構成）**

- ① 核家族化の進展や地域のつながりの希薄化により、祖父母や近隣の住民等から、日々の子育てに対する助言、支援や協力を得ることが困難な状況となっています。
- ② 現在の親世代においては、兄弟姉妹の数が減少しており、自身の子どもができるまで赤ちゃんと触れ合う経験が乏しいまま親になることが増えています。
- ③ 経済状況や企業経営を取り巻く環境が依然として厳しい中、共働き家庭は増加し続けているとともに、若年男性をはじめとする各年代で非正規雇用割合も高まっています。
- ④ 子育てに専念することを希望して退職する者がいる一方、就労の継続を希望しながらも、仕事と子育ての両立が困難であるとの理由により、出産を機に退職する女性が少なからず存在しています。
- ⑤ 女性の活力による経済社会の活性化の観点から、仕事と子育ての両立を希望する者を支援する環境の整備が求められていますが、都市部や一部事業で依然としての待機児童が存在しています。
- ⑥ 長時間労働は全体的に減少傾向にあるものの、子育て期にある三十代及び四十代の男性で長時間労働を行う者の割合は依然として高い水準にあります。
- ⑦ 父親の子育てへの参画に関する意識や意欲は高まってきているものの、子育て期の父親の家事・育児時間は、諸外国に比べ、依然として少ない時間にとどまっています。
- ⑧ 夫の家事・育児時間が長い夫婦ほど、第二子以降の出生割合が高い傾向がみられており、育児において父親が積極的に役割を果たすことが望されます。
- ⑨ 就労の有無や状況にかかわらず、子育ての負担や不安、孤立感が高まっています。こうした状況の中、子どもの心身の健やかな発達を妨げ、ひいては生命をも脅かす児童虐待の発生が後を絶たないので、関係機関の連携した支援が望まれています。
- ⑩ 少子化により、子どもの数の減少とともに兄弟姉妹の数も減少しており、乳幼児期に異年齢の中で育つ機会が減少しています。

## **第3章**

### **子ども・子育て支援事業計画**

# 第1節 教育・保育提供区域の設定

## 1 教育・保育提供区域の考え方

提供区域は、身近な地域で希望するサービスを利用しやすくする提供体制の確保のために、新たに市町村が定めるもので、自治体にとって地域ニーズに応じたサービスを計画的に提供する（最適な需給バランスを図る）ための基礎的な範囲になります。

区域の設定に当たっては、保護者や子どもが居宅から容易に移動することができ、質の高い教育・保育及び子育て支援の提供を受けることができるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、幼児期の教育と小学校教育との連携・接続などを総合的に勘案することとされています。

今後の教育・保育事業を実施する上で最も懸念されることとは、区域内において供給不足が生じた場合です。その場合、子ども・子育て支援法では基準等の条件を満たす教育・保育施設の設置認可申請が提出された場合には、原則として「欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合」以外は認可するとされているため、他の区域で供給過多である場合でも、その区域には新たに認可することになります。不測の設置認可による、既存施設との不調和、施設の乱立などの可能性をできる限り小さくするよう考慮しなければなりません。

教育・保育提供区域は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域として設定しますが、地域子ども・子育て支援事業の提供体制については、事業ごとに設定します。

子ども・子育て支援法に基づく基本方針(案)二・1

市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域(以下「教育・保育提供区域」という。)を定める必要がある。

子ども・子育て支援法 第五章 第六十一条 2 一

市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域(以下「教育・保育提供区域」という。)ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数(第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。)、特定地域型保育事業所(事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。)に係る必要利用定員総数(同項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。)その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

## 2 教育・保育提供区域の設定

### (1) 小金井市における教育・保育提供区域

小金井市は、4 km四方とコンパクトなまちで、比較的移動が容易なことが特徴です。利用者の通勤等の実態を踏まえた動線を考慮しつつ、市内全体の広域的な観点で効率的な施設整備を図れ、一時的な需要の増減に対して柔軟な対応が可能であることから、市内全域を1区域とします。施設整備に当たっては、提供区域にとらわれず、既存施設との調和を図りつつ、利用者の利便性を考慮しながら検討していきます。

事業区分	提供区域
1号認定（満3歳以上の小学校就学前児童）	市内1区域
2号認定（満3歳以上の小学校就学前児童）	
3号認定（満3歳未満の小学校就学前児童）	

### (2) 地域子ども・子育て支援事業ごとの区域設定

11事業	提供区域	考え方
利用者支援に関する事業	市内1区域	教育・保育施設の活動の一環であるため、小金井市内全域とする。
地域子育て支援拠点事業	市内1区域	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、小金井市内全域とする。
妊婦に対して健康診査を実施する事業	市内1区域	現状どおり、小金井市内全域とする。
乳児家庭全戸訪問事業	市内1区域	現状どおり、小金井市内全域とする。
養育支援訪問事業	市内1区域	現状どおり、小金井市内全域とする。
子育て短期支援事業 (ショートステイ)	市内1区域	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、小金井市内全域とする。
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター)	市内1区域	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、小金井市内全域とする。
一時預かり事業	市内1区域	教育・保育施設での利用も含むため、小金井市内全域とする。
時間外保育事業	市内1区域	通常利用する施設等での利用が想定されるため、小金井市内全域とする。
病児保育事業	市内1区域	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、小金井市内全域とする。
放課後児童健全育成事業 (学童保育)	市内1区域	教育・保育の区域設定を踏まえ、小金井市内全域とする。

## 第2節 教育・保育施設の充実

### 1 量の見込み

本計画の作成時期における教育・保育の利用状況、子ども・子育て支援に関するニーズ調査により把握した利用希望を踏まえて、認定区分ごとに量の見込み（必要利用定員総数）を定めています。

#### 認定区分

1～3号認定（子ども・子育て支援法第19条等）

保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づいて保育の必要性を認定（子どもの認定区分）。その上で施設型給付、地域型保育給付を行う仕組み

区分	対象年齢	保育の必要性	利用施設
1号認定	満3歳以上	幼児期の学校教育 (教育標準時間認定)	主に幼稚園、 認定こども園に該当
2号認定	満3歳以上	保育の必要性あり (保育認定)	主に保育所、 認定こども園に該当
3号認定	満3歳未満	保育の必要性あり (保育認定)	保育所 認定こども園、 地域型保育に該当

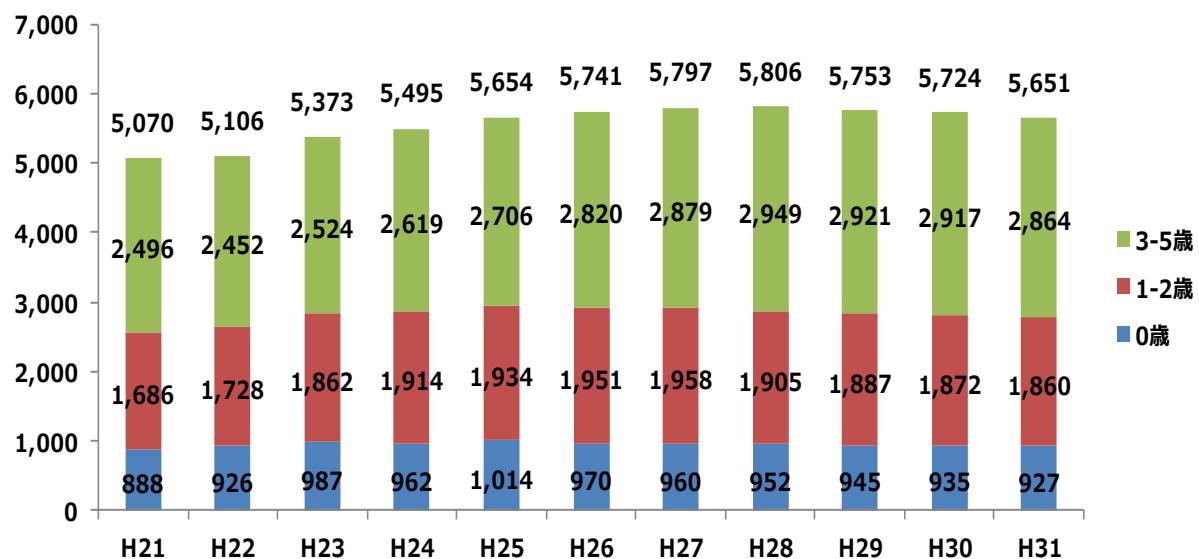
## 計画期間の年齢別児童数の推計

国が示す手引きに従い、計画期間中の児童数について、平成 21 年から平成 25 年の 1 歳年齢ごと男女別人口を基に、コート変化率法にて推計しました。推計結果は以下のとおりとなります。児童人口は計画最終年度の平成 31 年度まで増加傾向にあるものの、5 歳までの児童人口は平成 28 年度をピークに減少に転じていくものと見込まれます。

(単位：人)

	実績					推計						伸び率 (H25-H31)
	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	
0歳	888	926	987	962	1,014	970	960	952	945	935	927	-8.6%
1歳	837	899	947	984	951	1,001	958	948	940	933	926	-2.6%
2歳	849	829	915	930	983	950	1000	957	947	939	934	-5.0%
3歳	798	827	864	904	943	997	964	1013	970	960	956	1.4%
4歳	820	800	842	869	891	929	983	950	998	956	949	6.5%
5歳	878	825	818	846	872	894	932	986	953	1001	959	10.0%
6歳	926	906	849	832	831	856	878	914	967	934	983	18.3%
7歳	832	947	928	846	837	836	861	884	920	974	940	12.3%
8歳	978	853	961	930	848	839	838	863	886	922	976	15.1%
9歳	994	984	866	970	920	839	830	829	854	877	912	-0.9%
10歳	931	1,014	996	878	972	923	841	831	830	856	879	-9.6%
11歳	943	946	1,026	1,007	890	985	936	853	842	841	868	-2.5%

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	伸び率 (H25-H31)
0歳	888	926	987	962	1,014	970	960	952	945	935	927	-8.6%
1-2歳	1,686	1,728	1,862	1,914	1,934	1,951	1,958	1,905	1,887	1,872	1,860	-3.8%
3-5歳	2,496	2,452	2,524	2,619	2,706	2,820	2,879	2,949	2,921	2,917	2,864	5.8%
小計	5,070	5,106	5,373	5,495	5,654	5,741	5,797	5,806	5,753	5,724	5,651	-0.1%
6-8歳	2,736	2,706	2,738	2,608	2,516	2,531	2,577	2,661	2,773	2,830	2,899	15.2%
9-11歳	2,868	2,944	2,888	2,855	2,782	2,747	2,607	2,513	2,526	2,574	2,659	-4.4%
合計	10,674	10,756	10,999	10,958	10,952	11,019	10,981	10,980	11,052	11,128	11,209	2.3%



**参  
照**

子ども・子育て支援法に基づく基本方針(案)第三・一・4

市町村及び都道府県は、地域の子どもが必要な教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を効果的、効率的に利用できるよう、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況及び利用希望を把握し、地域の実情に応じて、子ども・子育て支援事業計画において、計画期間内における量の見込みを設定すること。

**参  
照**

子ども・子育て支援法に基づく基本方針(案)第三・二・2・(一)

各年度における教育・保育提供区域ごとの教育・保育の量の見込みについては、当該市町村に居住する子ども及びその保護者の教育・保育の利用状況及び利用希望把握調査等により把握する利用希望を踏まえて作成すること。

教育・保育提供区域ごとに均衡の取れた教育・保育の提供が行われるよう、地域の実情に応じた見込量を定めるとともに、必要利用定員総数の算定に当たっての考え方を示すことが必要である。

満三歳未満の子どもに待機児童が多いことに鑑み、地域の実情に応じて、満三歳未満の子どもの数全体に占める、認定こども園、保育所又は地域型保育事業に係る小学校就学前子どもに該当する満三歳未満の子どもの利用定員数の割合(以下「保育利用率」という。)について、計画期間内における目標値を設定すること。

**参  
照**

子ども・子育て支援法に基づく基本方針(案)第三・二・3・(一)

各年度における教育・保育提供区域ごとの地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについては、当該市町村に居住する子ども及びその保護者の地域子ども・子育て支援事業に該当する事業の利用状況及び利用希望把握調査等により把握する利用希望を踏まえて作成すること。

例えば一時預かり事業の量の見込みについては、現行の一時預かり事業に加え、幼稚園における預かり保育の利用状況や利用希望を踏まえるなど、地域子ども・子育て支援事業に該当する事業の利用状況及び利用希望を分析し、かつ評価し、参酌標準を参考として、事業の種類ごとの量の見込みを定めるとともに、その算定に当たっての考え方を示すこと。

## 2 提供体制の確保と実施時期

教育・保育の利用状況及び子ども・子育て支援に関するニーズ調査により把握する利用希望を踏まえ、教育・保育提供区域ごとに均衡の取れた教育・保育の提供が行えるよう、小学校就学前児童数の推移、教育・保育施設の配置状況及び地域の実情等を考慮し、認定区分ごとに量の見込み（必要利用定員総数）と確保の内容及び実施時期を設定します。

### 1 1号認定（3歳以上、幼稚園を利用希望）

#### ■量の見込みと確保の内容

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
1 必要利用定員総数	1,644 人	1,684 人	1,699 人	1,696 人	1,666 人
幼児期の学校教育の利用希望が強い	183 人	187 人	186 人	185 人	182 人
上記以外	1,461 人	1,497 人	1,483 人	1,481 人	1,454 人
2 確保の内容	1,644 人	1,684 人	1,699 人	1,696 人	1,666 人
特定教育・保育施設	105 人	105 人	135 人	135 人	135 人
確認を受けない幼稚園	950 人				
市外の幼稚園	589 人	629 人	614 人	611 人	581 人
過不足（2-1）	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

※必要利用定員総数＝幼児期の学校教育・保育の量の見込み

※確認を受けない幼稚園＝自治体が施設型給付の対象となることを確認する「認定こども園・幼稚園・保育所」に該当しない、私立幼稚園のこと。

#### ■確保の方針

小金井市には、私立幼稚園が6園、国立大学附属幼稚園が1園の計7園があり、定員数の合計が1,055人となっています。子ども・子育て支援に関するニーズ調査にもあるように、市内幼稚園で確保される定員数は、必要利用定員総数に大きく不足しており、市内の未就学児童の多くが市外の幼稚園に通園しています。

今後は、既存の施設が認定こども園へ移行する際や、新設される際の受入れ体制づくりにより幼稚園の利用ニーズに対応するとともに、保育施設の整備による2号認定児童の受入れ等により、現状よりも多くの児童が地域の施設に通園できる体制を整えます。

また、子ども・子育て支援新制度の開始に伴い、今まで以上に幼稚園と市との連携を進めていく必要があります。私立幼稚園協会等との情報提供・交換による相互理解、幼稚園各園の共通した課題等に対する支援を行うことにより、教育・保育の総合的な質の維持、向上を図っていきます。

## (2) 2号認定(3歳以上、保育所を利用希望)

### ■量の見込みと確保の内容

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
1 必要利用定員総数	1,060人	1,086人	1,076人	1,074人	1,055人
2 確保の内容	1,074人	1,156人	1,216人	1,216人	1,216人
特定教育・保育施設	987人	1,085人	1,145人	1,145人	1,145人
地域型保育事業	0人	0人	0人	0人	0人
認可外保育施設	87人	71人	71人	71人	71人
過不足(2-1)	14人	70人	140人	142人	161人

※必要利用定員総数=幼児期の学校教育・保育の量の見込み

## (3) 3号認定(0歳、保育所を利用希望)

### ■量の見込みと確保の内容

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
1 必要利用定員総数	253人	251人	249人	247人	245人
2 確保の内容	226人	251人	254人	253人	253人
特定教育・保育施設	155人	184人	187人	187人	187人
地域型保育事業	16人	22人	22人	22人	22人
認可外保育施設	55人	45人	45人	44人	44人
過不足(2-1)	△27人	0人	5人	6人	8人
保育利用率	23.5%	26.4%	26.9%	27.1%	27.3%

※必要利用定員総数=幼児期の学校教育・保育の量の見込み

## (3) 3号認定(1・2歳、保育所を利用希望)

### ■量の見込みと確保の内容

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
1 必要利用定員総数	885人	861人	853人	846人	840人
2 確保の内容	760人	823人	863人	861人	861人
特定教育・保育施設	529人	612人	652人	652人	652人
地域型保育事業	65人	77人	77人	77人	77人
認可外保育施設	166人	134人	134人	132人	132人
過不足(2-1)	△125人	△38人	10人	15人	21人
保育利用率	27.0%	32.1%	34.6%	34.8%	35.1%

※必要利用定員総数=幼児期の学校教育・保育の量の見込み

## ■確保の方針

平成26年4月の待機児童数は257人となりました。共働き家庭の増加等により、今後も引き続き保育ニーズが増加することが見込まれます。子ども・子育て支援に関するニーズ調査の結果からも、待機児童の9割を占める0歳児から2歳児までの児童における定員数が大きく不足し、喫緊の課題となっています。

0歳児から2歳児までの保育ニーズに機動的に対応するために、新たに創設された小規模保育事業や家庭的保育事業の整備による確保を行うと同時に、3歳以上の受け皿や、連携施設の確保も視野に入れた認可保育所の定員拡充、認定こども園も含めた整備を図ります。また、小金井市の保育施策の一翼を担っている認証保育所を含めた認可外保育施設について、計画期間中の整備を図り、平成29年度までに必要利用定員総数に対応した定員数の確保を目指します。

なお、認可外保育施設については、特に3歳未満児及び多子世帯の保育料負担の認可保育所との格差が指摘されています。小金井市においても保護者助成金を支給して保護者の経済的負担の軽減を図っていますが、保育を希望する家庭が等しく保育サービスを受けられるよう、他市の状況も踏まえながら、所得の状況に応じた負担のあり方を検討していきます。

### 3 教育・保育の一体的提供の推進（認定こども園について）

教育・保育の一体的な提供の推進においては、単に幼稚園・保育所の施設的な統廃合や保護者の就労支援の観点のみならず、教育・保育的な観点、子どもの育ちの観点を大切に考え、子どもが健やかに育成されるよう教育・保育機能の充実（ソフト的整備）と施設整備（ハード的整備）を一体的にとらえた環境の整備が重要です。

子どもたちに質の高い教育・保育の提供を行うとともに、保護者や地域の子育て力の向上に向けた支援を実施するため、幼稚園・保育所等が認定こども園へ移行する際や、新設される際の受け入れ体制づくりをします。

#### （1）認定こども園の特徴

- ① 就学前の教育・保育を一体として捉え、一貫して提供する。
- ② 保護者の就労の有無にかかわらず利用できる。
- ③ 保護者の就労状況が変わった場合も継続利用できる。

#### （2）認定こども園運営について

##### ① 幼稚園教育要領及び保育所保育指針との整合性

- 幼児期の特性を踏まえた教育を展開するという観点から、国の定める幼保連携型認定こども園教育・保育要領に則り、心身の発達の段階や特性を十分に考慮した教育を展開する。
- 子どもの最善の利益を保障するという観点から、一人一人の存在を受け止め、家庭との緊密な連携の下、この時期の子どもにふさわしい生活の場を保障し、援助する保育を行う。
- 幼保連携型認定こども園は、学校と児童福祉施設の両方の位置付けをもつ、質の高い幼児期の学校教育及び保育を一体的に行う施設である。
- 環境を通して行う教育及び保育を基本として、そのねらいや内容等については、健康、人間関係、環境、言葉、表現の5つの領域から構成する。

##### ② 幼保連携型認定こども園として特に配慮すべき事項

- 保護者の就労状況等の生活スタイルを反映した在園時間の長短、入園時期や登園日数の相違に応じて、一人一人の生活の仕方やリズムに配慮した一日の生活の流れを考える。
- 満3歳以上の子どもについては、満3歳未満の子どもを含めた異年齢の子どもとかかわる活動を、子どもの発達の状況の違いを踏まえつつ設定する。

## 子ども・子育て支援法に基づく基本方針(案)別表第一・四

子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の内容  
認定こども園の普及に係る基本的考え方等を定めるほか、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策、地域における教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の連携並びに認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携の推進方策を定めること。

## 子ども・子育て支援法に基づく基本方針(案)第三 二 4

市町村は、認定こども園が幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であることを踏まえ、現在の教育・保育の利用状況及び利用希望に沿って教育・保育施設の適切な利用が可能となるよう、幼稚園及び保育所から認定こども園への移行に必要な支援その他地域の実情に応じた認定こども園の普及に係る基本的考え方を記載すること。中でも幼保連携型認定こども園については、学校及び児童福祉施設として一の認可の仕組みとした制度改正の趣旨を踏まえ、その普及に取り組むことが望ましい。

また、幼稚園教諭と保育士の合同研修に対する支援等の市町村が行う必要な支援に関する事項を定めること。

## 4 教育・保育施設の質の向上

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要なものであり、子どもの最善の利益を第一に考えながら、質の高い教育・保育を提供しなければなりません。教育・保育施設の更なる質の向上を図るためにには、幼稚園教諭、保育士の待遇改善やそれを支える各施設、事業者同士の情報共有や連携が必要となります。同時に、各専門性や経験が極めて重要であり、研修等によりその専門性の向上を図ることも必要です。また、発達や学びの連續性を確保する観点から、小学校教育への円滑な接続に向け、幼保小のより一層の連携を進めるとともに、他の地域の保育所、幼稚園、認定こども園に通う児童についても配慮する必要があります。

すべての子どもの健やかな育ちを保障していくために、発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援を提供し、その質の確保・向上のための取組みを進めていきます。

- ① 職員資質向上に向けた研修等の充実
- ② 幼稚園・保育所や地域型保育事業者の連絡会等との連携の充実
- ③ 第三者評価の受審促進

参照

### 子ども・子育て支援法に基づく基本方針(案)第一・三

子ども・子育て支援とは、保護者の育児を肩代わりするものではなく、保護者が子育てについての責任を果たすことや、子育ての権利を享受することが可能となるよう、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援をしていくことである。

各々の子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図ることが必要である。

参照

### 子ども・子育て支援法に基づく基本方針(案)第一・三

保護者以外の保育者の具体的な関わりにおいては、三歳未満の乳幼児では、その発達の特性を踏まえ、安心できる人的及び物的環境の下で、子どもの生命の保持及び情緒の安定を図るために援助や関わりが重要である。この時期の保育においては、疾病の発生が多いことから、一人一人の発育及び発達状態や健康状態についての適切な判断に基づく保健的な対応を行うことが必要である。また、一人一人の子どもの生育歴の違いに留意しつつ、欲求を適切に満たし、特定の保育者が応答的に関わるように努めることが必要である。保育においては、子どもが探索活動を十分経験できるよう、事故防止に努めながら活動しやすい環境を整え、全身を使う遊び等様々な遊びを取り入れることが必要である。また、子どもの自我の育ちを見守り、その気持ちを受け止めるとともに、保育者が仲立ちとなり、友達の気持ちや友達との関わり方を丁寧に伝えていくことが求められる。

### 子ども・子育て支援法に基づく基本方針(案)第一・三

三歳以上の幼児期は、知的・感情的な面でも、また人間関係の面でも、日々急速に成長する時期であり、この時期の教育の役割は極めて重要である。また、少子化の進行により子どもや兄弟姉妹の数が減少する中にあって、子どもの健やかな育ちにとって必要となる、同年齢や異年齢の幼児と主体的に関わる機会の確保が必要である。集団の生活は、幼児に人との関わりを深めさせ、規範意識の芽生えを培うものであり、異年齢交流は、年下への思いやりや責任感、年上への憧れや成長の意欲を生むものである。保育者は、一人一人の幼児に対する理解に基づき、環境を計画的に構成し、幼児の主体的な活動を援助していくことが求められる。また、幼児期の教育に際しては、小学校教育との連携・接続についても、十分配慮することが必要である。

また、教育・保育施設を利用する子どもの家庭のみならず、在宅の子育て家庭を含む全ての家庭及び子どもを対象として、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を質・量両面にわたり充実させることが必要である。当該支援を実施するに当たっては、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくこと、保護者の気持ちを受け止め、寄り添いながら相談や適切な情報提供を行うこと、発達段階に応じた子どもとの関わり方等に関する保護者の学びの支援を行うこと、安全・安心な活動場所等子どもの健全な発達のための良質な環境を整えること、及び地域の人材を生かしていくことに留意することが重要である。

全ての子どもの健やかな育ちを保障していくためには、発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援が提供されることが重要である。質の高い教育・保育及び子育て支援を提供するためには、保護者以外に幼稚園教諭、保育士等子どもの育ちを支援する者の専門性や経験が極めて重要であり、研修等によりその専門性の向上を図ることが必要である。また、施設設備等の良質な環境の確保が必要である。さらに、こうした教育・保育及び子育て支援の質の確保・向上のためには、適切な評価を実施するとともに、その結果を踏まえた不断の改善努力を行うことが重要である。

参考  
照

## 第3節 地域子ども・子育て支援事業の充実

### 1 地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策

国の基本指針等に沿って、「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定めます。また、設定した「量の見込み」に対応するよう、事業ごとに地域子ども・子育て支援事業の確保の内容及び実施時期を設定します。計画期間における量の見込み、確保の方策は以下のとおりです。

#### (1) 利用者支援事業（平成27年度からの新規事業）

子どもや保護者が、幼稚園・保育所での教育・保育や、一時預かり等中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、個々のニーズを把握し情報提供や相談を含めた支援を行う事業です。

[対象児童] 未就学児童

#### 確保の内容

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
実施予定か所数（か所）	1	1	1	1	1

#### ■確保の方針

多様化する保育ニーズに対応し、様々な保育サービス、子育て支援等に関する情報提供や相談等を行うため、保育所申請窓口に保育所等入所相談支援員を配置し、平成26年度から実施しています。利用者支援事業に含まれる地域連携機能については、子ども家庭支援センターにおいて子どもと家庭に関するあらゆる相談に応じるとともに、子育てに関する情報提供や関係機関との連携、調整を行っています。利用者支援事業については、今後も引き続き、保育所等入所相談支援員により、主に教育・保育サービスに関する利用者支援の窓口として実施していきます。また、相談の中で把握された育児、発達等の支援を必要とする家庭に対しては、各機関へのガイド役として相談に応じていきます。

## (2) 時間外保育事業（延長保育）

保育所在園児を対象に、保護者の就労等の事情により、通常保育時間を越えて保育を実施する事業です。

[対象児童] 未就学児童

### 量の見込みと確保の内容

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み（人）	604	604	599	595	588
確保の内容（人）	556	628	649	649	649

### ■確保の方針

認可保育所全園で延長保育を実施しており、保育所在園児の 18 時以降の保育ニーズに対応しています。延長時間は、公立保育所は 19 時まで、私立保育所は各園により 19 時から 20 時の間で時間が異なります。既設の保育施設において継続的な実施体制の維持を図るとともに、新規に設置される施設と連携しながら、事業を実施していきます。また、保護者の就労状況等を踏まえながら、19 時以降の延長についても検討していきます。

### (3)放課後児童健全育成事業(学童保育)

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に適切な遊びや生活の場を与えて、児童の健全育成を図る事業です。

[対象児童] 就学児童

#### 量の見込みと確保の内容

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み（人）	994	1,008	1,041	1,061	1,089
【低学年】 量の見込み	740	764	796	812	832
【高学年】 量の見込み	254	244	245	249	257
確保の内容（人）	790	810	810	810	810

#### ■確保の方針

小金井市では、学童保育所の大規模化への対応、設備の更新を図るために、計画的に建替え工事を実施し、入所希望児童の全入所を維持するとともに、適正な規模での学童保育を推進してきました。

今後は、引き続き学童保育所へのニーズ及び必要性の高い低学年児童の受入れを優先とし、高学年児童については、国や都における放課後子ども総合プラン等の動向を見極めながら、地域における子どもの居場所の活用等も含めて対応を検討します。また、学童保育所の運営・整備に当たっては、区域設定（市内 1 区域）にかかわらず、児童の利便性等を踏まえて小学校区を考慮し検討していきます。

なお、確保方策については、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に対する適合状況や利用状況の変化等を把握し、必要に応じて修正を図っていくこととします。

#### (4) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等において、必要な保護を行う事業です。

[対象児童] 未就学児童

[単位] 延べ利用者数（年間）人/年

#### 量の見込みと確保の内容

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み（人/年）	711	712	705	702	693
確保の内容（人/年）	730	730	730	730	730

#### ■確保の方針

2歳から中学校就学前までの児童を対象に、定員2名で事業を実施しています。現在の事業実施体制でも量の見込みを受入れることは可能となっているため、事業を継続して実施していきます。

子ども・子育て支援に関するニーズ調査において、0歳、1歳児の利用ニーズが認められます。受入施設の体制等も含めて、今後研究していきます。

## (5) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育てに関する情報提供、乳児及びその保護者的心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う事業です。

[対象年齢] 0歳

### 量の見込みと確保の内容

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み(人)	1,045	1,037	1,029	1,018	1,009
確保の内容	1,045	1,045	1,045	1,045	1,045
実施体制：市保健師及び委託で実施 実施機関：健康課（保健センター） 委託団体等：母子保健推進員（保健師、助産師有資格者等）					

### ■確保の方針

出生後提出される「赤ちゃん連絡票（出生通知）」に基づき訪問を行っています。様々な事情により連絡票が未提出となっている家庭に対しても、電話や直接訪問、不在連絡票の投函等の対応を行い、訪問の勧奨を行う等、全ての家庭へ訪問する体制を整えています。現在の事業実施体制でも量の見込みを受入れることは可能となっているため、事業を継続して実施していきます。

## (6) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。正式名称は「養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業」

[対象者] 要支援児童、特定妊婦、要保護児童（注）

### 量の見込みと確保の内容

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み（人）	23	23	23	23	23
確保の内容（人）	23	23	23	23	23
実施体制：子ども家庭支援センター及び委託で実施 実施機関：子育て支援課（子ども家庭支援センター） 委託団体等：ヘルパー派遣事業所（6 事業所）					

### ■確保の方針

乳児家庭全戸訪問事業、関係機関からの通告や個々のケースワークを通して把握される養育支援が特に必要な家庭に対して、子ども家庭支援センターがその必要性等を評価し派遣しています。現在、必要性が認められた家庭に対しては全件派遣を実施しています。現在の事業実施体制でも量の見込みを受入れることは可能となっているため、事業を継続して実施していきます。

様々な問題を抱えた家庭に対する事業であるため、相談支援、育児家事援助の質が保たれるよう、訪問支援者に対する研修（年1回）の実施、育児家事援助を行うヘルパー派遣事業所との定期的な連絡会（年2回）の開催を継続して実施し、連携を図っていきます。

（注）

要支援児童：乳児家庭全戸訪問事業の実施その他により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童

特定妊婦：出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦

要保護児童：保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童

児童福祉法第六条の三の規定より

## (7) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う居場所を開設し、子育てについての相談、情報提供を行う事業です。

[対象年齢] 未就学児童

[単位] 延べ利用者数（年間）人/回

### 量の見込みと確保の内容

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み（人/回）	7,426	7,270	7,208	7,144	7,092
確保の内容 （人/回）	2,016	2,016	2,016	2,016	2,016
（箇所）	4	4	4	4	4

### ■確保の方針

現在、児童館4館で子育てひろばとして事業を実施しています。しかしながら、量の見込みは現在の提供体制を上回っています。平成27年度より学童保育所で市の独自事業としてひろば事業を開始するほか、子ども家庭支援センターで実施している常設の親子遊びひろば等の利用によりニーズに対応していきます。

市内各所にひろばを開設することにより、保護者が子どもを連れて容易に移動できる距離に整備する等、利便性の向上も図っていきます。

## (8) 一時預かり事業

家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、保育所等において児童を一時的に預かる事業です。

[対象児童] ①幼稚園在園児 ②在園児以外は未就学児童

[単位] 延べ利用者数（年間）人日/年

### ①幼稚園における一時預かり（幼稚園における在園児対象型）

#### 量の見込み

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み合計（人日/年）	51,541	52,794	52,292	52,220	51,272
幼稚園の在園児を 対象とした一時預かり (1号認定見込み)	7,038	7,209	7,140	7,130	7,001
幼稚園の在園児を 対象とした一時預かり (2号認定見込み)	44,503	45,585	45,152	45,090	44,271
確保の内容（人日／年）	15,525	15,525	15,525	15,525	15,525

#### ■確保の方針

市内幼稚園4園で預かり保育が実施されています。共働き世帯の増加により2号認定（保育の必要性あり）が見込まれる児童の幼稚園（幼児期の学校教育）希望が一定程度見込まれ、一時預かり事業の量の見込みが実績を上回っています。市内幼稚園の教育方針や運営体制を尊重しながら、連携を取り確保していきます。また、市外の幼稚園利用児童についても、各園での預かり保育の実施状況に基づき利用ニーズに対応していきます。

### ②保育園等における一時預かり（幼稚園における在園児対象型以外）

#### 量の見込みと確保の内容

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み（人日/年）	26,991	27,033	26,786	26,651	26,311
確保の内容（人日/年）	32,230	32,271	32,313	32,355	33,128
保育園の一時預かり (在園児対象型以外)	30,025	30,025	30,025	30,025	30,025
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・ サポート・センター)	2,205	2,246	2,288	2,330	2,373
子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)	0	0	0	0	730

## ■確保の方策方針

現在、認可保育所11園、保育室（定期利用保育事業）、定期利用保育室、ファミリー・サポート・センターにおいて一時預かりのニーズに対応しています。今後も引き続き現状の提供体制を維持していきます。

一方では、一時保育を利用したいが混雑していて予約が取れない、一時預かりの予約が取りづらいとの声が寄せられています。様々な理由によるニーズに対応できるよう、私的、緊急一時預かりの充実等が今後の課題であり、保育所の整備にとともに一時預かり事業の実施を検討する必要があります。

ファミリー・サポート・センター事業は多様なニーズへの対応が必要であり、多くの協力会員を確保していく必要があります。今後も引き続き研修等を通して質の高い協力会員の確保を進めるとともに、依頼会員に対する協力会員登録の働きかけ等を通して、「相互援助組織」としての更なる活性化を図っていきます。

トワイライトステイ事業は、事業を実施するに至っていません。衛生・安全面に配慮しつつ受入施設を幅広く捉え、保護者のニーズ等を見極め規模・内容を含め実施に向け検討します。

## （9）病児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）

児童が病気の回復期に至らない場合で当面の症状の急変が認められない場合、又は、病気の回復期で集団保育が困難な場合で、保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な場合、病院・保育所等に付設された専用スペース等で、一時的に保育する事業です。

【対象児童】 未就学児童

### 量の見込みと確保の内容

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み（人日/年）	3,146	3,151	3,122	3,106	3,067
確保の内容（人日/年）	1,524	1,524	1,524	2,229	3,169
病児保育事業	1,524	1,524	1,524	2,229	3,169
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センターなど)	0	0	0	0	0

## ■確保の方針

現在、病後児保育室及び認可保育所における体調不良児対応型を各1施設、保育所に入所している児童を対象に実施しています。病後児保育室の過去の実績は利用数が少ないものの（平成25年度63人日）、子ども・子育て支援に関するニーズ調査では多くの利用希望が把握されています。今後は定員の合計規模7人程度の事業実施を検討します。また、「病児保育」「対象者の拡大」「ファミリー・サポート・センター事業による病児・緊急対応強化事業」については、必要性について研究をしていきます。

#### (10) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター、就学後含む。）

児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助をうけることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。  
就学児対象のファミリー・サポート・センター事業。

[対象児童] 就学児童

#### 量の見込みと確保の内容

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み（人日/年）	2,794	2,821	2,905	2,963	3,049
【低学年】 量の見込み	1,850	1,912	1,991	2,032	2,082
【高学年】 量の見込み	944	909	914	931	967
確保の内容（人）	2,794	2,821	2,905	2,963	3,049

#### ■確保の方針

会員数、活動件数ともに増加傾向にあります。多様なニーズへの対応が必要であり、多くの協力会員を確保していく必要があります。今後も引き続き研修等を通して質の高い協力会員の確保を進めるとともに、依頼会員への協力会員登録を働きかけ等を行います。また、毎月開催している登録説明会も保護者の出席しやすい体制を検討し、「相互援助組織」としての更なる活性化を図っていきます。

## (11) 妊婦健診事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

### 量の見込みと確保の内容

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み（人）	1,110	1,101	1,093	1,081	1,072
確保の内容（人）	1,110	1,110	1,110	1,110	1,110

実施場所：都内契約医療機関  
(助産院、都外医療機関で受診の場合は現金給付)  
検査項目：計 14 回、現在の検査項目を引き続き実施

### ■確保の方針

現在、全ての妊婦を対象に妊婦健診を実施しています。現在の事業実施体制でも量の見込みを受入れることは可能となっているため、事業を継続して実施していきます。今後、国から「望ましい基準」が示されることとされていますが、現在実施している検査項目を基本とし、都や他自治体の動向を踏まえ検討をしていきます。

## (12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

(世帯の所得の状況等に勘案して物品購入に要する費用等の全部又は一部を助成する事業)

保護者の世帯所得の状況を勘案して市が定める基準に従って、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

### ■確保の方針

国の検討状況、都や他自治体の動向を踏まえて対応をしていきます。

## (13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

### ■確保の方針

市内には私立の幼稚園、認可・認可外保育施設が数多く存在し、各事業者の特色に基づいた教育・保育が提供されています。教育・保育施設の充実は喫緊の課題となっています。子ども・子育て支援新制度において地域型保育事業が新たに創設される等、多様なニーズに基づいた施設の設置が可能となりました。現状に引き続き新規の施設設置に対するバックアップを行うとともに、国や都の状況を踏まえて実施を含めて内容を検討します